

インドネシア国
自然災害管理計画調査
最終報告書

第2巻

メインレポート

第2-2巻：国家防災計画

平成21年3月
(2009年)

独立行政法人 国際協力機構
(JICA)

委託先

株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
財団法人 都市防災研究所

インドネシア国
自然災害管理計画調査
最終報告書

第2巻

メインレポート

第2-2巻：国家防災計画

平成21年3月
(2009年)

独立行政法人 国際協力機構
(JICA)

委託先

株式会社 オリエンタルコンサルタンツ
財団法人 都市防災研究所

インドネシア国自然災害管理計画調査

最終報告書目次

報告書の構成

第1巻: 要約

第2巻: メインレポート

第2-1巻: 調査活動と結果

第2-2巻: 国家防災計画

第一編: 総則

第二編: 震災対策編

第三編: 風水害対策編

第2-3巻: ジュンブル県地域防災計画（風水害対策編）

第2-4巻: パリアマン市地域防災計画（震災対策編）

目次（第 2-2 巻: 国家防災計画）

表紙

目次

第 1 編 総則

第 1 節	本計画の目的と構成	1-1
第 2 節	防災の基本方針	1-3
第 3 節	防災を巡る社会構造の変化と対応	1-5
第 4 節	防災計画の効果的推進	1-6

第 2 編 震災対策編

第 1 章 災害予防

第 1 節	地震に強い国づくり，まちづくり	2-1
1.1	構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方	2-1
1.2	地震に強い国づくり	2-2
1.3	地震に強いまちづくり	2-3
第 2 節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	2-6
2.1	情報の収集・連絡関係	2-6
2.2	災害応急体制の整備関係	2-9
2.3	救助・救急、医療及び消火活動関係	2-11
2.4	緊急輸送活動関係	2-12
2.5	避難収容活動関係	2-13
2.6	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係	2-14
2.7	施設、設備の応急復旧活動関係	2-15
2.8	被災者等への的確な情報伝達活動関係	2-16
2.9	二次災害の防止活動関係	2-16
2.10	海外からの支援の受入れ活動関係	2-17
2.11	防災関係機関の防災訓練の実施	2-17
2.12	災害復旧・復興への備え	2-18
第 3 節	国民の防災活動の促進	2-20
3.1	防災文化の推進，徹底	2-20
3.2	防災知識の普及，訓練	2-20

3.3	国民の防災活動の環境整備.....	2-22
第4節	地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進.....	2-24
第2章	災害応急対策	
第1節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	2-25
1.1	災害情報の収集・連絡.....	2-25
1.2	通信手段の確保.....	2-28
第2節	活動体制の確立.....	2-29
2.1	地方公共団体の活動体制.....	2-29
2.2	広域的な応援体制.....	2-29
2.3	国家防災庁，指定行政機関，公共機関の活動体制.....	2-29
2.4	災害対策関係省庁連絡会議の開催等.....	2-30
2.5	緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施.....	2-30
2.6	非常災害対策本部等の設置等.....	2-31
2.7	ジャカルタ市圏内において大地震が発生した場合の参集方法等.....	2-33
2.8	国軍/警察の災害派遣.....	2-33
第3節	救助・救急，医療及び消火活動救助・救急，医療及び消火活動.....	2-35
3.1	救助・救急活動.....	2-35
3.2	医療活動.....	2-36
3.3	消火活動.....	2-38
第4節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	2-39
4.1	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針.....	2-39
4.2	交通の確保.....	2-40
4.3	緊急輸送.....	2-43
4.4	燃料の確保.....	2-44
第5節	避難収容活動.....	2-45
5.1	避難誘導.....	2-45
5.2	避難場所開設と管理.....	2-45
5.3	応急仮設住宅等.....	2-46
5.4	要援護者への配慮.....	2-47
第6節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動.....	2-48
第7節	保健衛生，健康管理，防疫，遺体の処理等に関する活動.....	2-50
7.1	保健衛生.....	2-50
7.2	健康管理.....	2-50
7.3	精神・社会的側面.....	2-51
7.4	防疫活動.....	2-51

7.5	遺体の処理等.....	2-51
第 8 節	社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動.....	2-53
8.1	社会秩序の維持.....	2-53
8.2	物価の安定，物資の安定供給.....	2-53
第 9 節	施設，設備等の応急復旧活動.....	2-54
第 10 節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	2-55
第 11 節	二次災害の防止活動.....	2-57
11.1	洪水・土砂災害対策.....	2-57
11.2	建物と構造物被害.....	2-57
11.3	高潮、波浪対策.....	2-57
11.4	爆発、有害物質による二次災害対策.....	2-58
第 12 節	ボランティア、及び国内・海外からの支援受け入れ.....	2-59
12.1	ボランティアの受け入れ.....	2-59
12.2	国民等からの義援物資の受け入れ.....	2-59
12.3	海外からの支援受け入れ.....	2-60
第 3 章	災害復旧・復興	
第 1 節	地域の復旧・復興の基本方向の決定.....	2-61
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方.....	2-62
2.1	被災施設の復旧等.....	2-62
2.2	がれきの処理.....	2-62
第 3 節	計画的復興の進め方.....	2-64
3.1	復興計画の作成.....	2-64
3.2	防災まちづくり.....	2-64
第 4 節	被災者等の生活再建等の支援.....	2-66
第 5 節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援.....	2-68
第 4 章	津波対策	
第 1 節	災害予防.....	2-69
1.1	災害に強い国づくり，まちづくり.....	2-69
1.2	津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え.....	2-70
1.3	国民に対する啓発.....	2-70
第 2 節	災害応急対策.....	2-72
2.1	災害発生直前の対策.....	2-72

第3編 風水害対策編

第1章 災害予防

第1節	風水害に強い国づくり，まちづくり	3-1
1.1	風水害に強い国づくり	3-1
1.2	風水害に強いまちづくり	3-2
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え	3-7
2.1	災害発生直前対策関係	3-7
2.2	情報の収集・連絡関係	3-8
2.3	災害応急体制の整備関係	3-11
2.4	救助・救急及び医療活動関係	3-14
2.5	緊急輸送活動関係	3-15
2.6	避難収容活動関係	3-16
2.7	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動関係	3-17
2.8	施設、設備の応急復旧活動関係	3-18
2.9	被災者等への的確な情報伝達活動関係	3-18
2.10	二次災害防止活動関係	3-19
2.11	海外からの支援の受入れ活動関係	3-20
2.12	防災関係機関の防災訓練の実施	3-20
2.13	災害復旧・復興への備え	3-21
第3節	国民の防災活動の促進	3-23
3.1	防災文化の推進，徹底	3-23
3.2	防災知識の普及，訓練	3-23
3.3	国民の防災活動の環境整備	3-26
第4節	風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進	3-28

第2章 災害応急対策

第1節	災害発生直前の対策	3-32
1.1	風水害に関する警報等の伝達	3-32
1.2	住民の避難誘導	3-33
1.3	災害未然防止活動	3-34
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	3-35
2.1	災害情報の収集・連絡	3-35
2.2	通信手段の確保	3-37
第3節	活動体制の確立	3-39
3.1	地方公共団体の活動体制	3-39
3.2	広域的な応援体制	3-39

3.3	国家防災庁，指定行政機関，公共機関の活動体制	3-40
3.4	災害対策関係省庁連絡会議の開催等	3-40
3.5	緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施	3-41
3.6	非常災害対策本部等の設置等	3-41
3.7	国軍/警察の災害派遣	3-43
第4節	救助・救急及び医療活動	3-45
4.1	救助・救急活動	3-45
4.2	医療活動	3-46
第5節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	3-49
5.1	交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	3-49
5.2	交通の確保	3-50
5.3	緊急輸送	3-54
5.4	燃料の確保	3-55
第6節	避難収容活動	3-56
6.1	避難誘導	3-56
6.2	避難場所開設と管理	3-56
6.3	応急仮設住宅等	3-57
6.4	要援護者介護	3-59
第7節	食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動	3-60
第8節	保健衛生，健康管理，防疫，遺体の処理等に関する活動	3-62
8.1	保健衛生	3-62
8.2	健康管理	3-62
8.3	精神・社会的側面	3-63
8.4	防疫活動	3-63
8.5	遺体の処理等	3-64
第9節	社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動	3-65
9.1	社会秩序の維持	3-65
9.2	物価の安定，物資の安定供給	3-65
第10節	施設，設備等の応急復旧活動	3-66
第11節	被災者等への的確な情報伝達活動	3-67
第12節	災害の拡大防止と二次災害防止活動	3-69
第13節	ボランティア、及び国内・海外からの支援受け入れ	3-70
13.1	ボランティアの受け入れ	3-70
13.2	国民等からの義援金受け入れ	3-70
13.3	海外からの支援受け入れ	3-71

第3章 災害復旧・復興

第1節	地域の復旧・復興の基本方向の決定	3-73
第2節	迅速な原状復旧の進め方	3-74
2.1	被災施設の復旧等	3-74
2.2	がれきの処理	3-74
第3節	計画的復興の進め方	3-76
3.1	復興計画の作成	3-76
3.2	防災まちづくり	3-76
第4節	被災者等の生活再建等の支援	3-78
第5節	被災中小企業の復興その他経済復興の支援	3-80

第1編 総則

第1節 本計画の目的と構成

- インドネシアは災害多発地域に位置し、地震・津波、火山噴火、洪水、地すべり、干ばつ、森林・林野火災等の多くの自然災害が発生しやすい。2002-2005年の3年間の間に2000以上の災害が発生し、主要な内訳は、洪水（35%）、干ばつ(28%)、地滑り（10%）、山火事(9.9%)であった（BAKORNAS PB (2005)）。インドネシアにおける災害数と被災者数は増加の傾向にあり、近年では2004年のアチェ津波、2006年のジュンブル、バンジャルネガラ、マナド、トレンガレック地域の洪水、及び2007年のブンクル地震等が記憶に新しい。また、社会・産業の高度化と複雑化に伴い、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災などの大規模な事故による被害（事故災害）についても、防災とその対策の一層の強化が必要となっている。
- 災害による被害は、物理的、経済的、ならびに社会的側面に影響する。これらの被害低減のためには、科学技術、知識、情報、ならびに人的資源を活用してそれぞれの側面からの強化が必要である。更に、事前、緊急時、および事後のすべての段階を対象として防災システムの強化を推進する必要がある。
- 災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは短期間で成せるものではなく、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力により達成できるものである。
- 2007年に制定された法第24条は、インドネシア国の防災法・制度を法、条例、並びに組織を整備することで強化を図ることを目的としている。この国家防災計画はその一環で策定されたもので、近年インドネシア国で起こった災害、例えば2004年のアチェ津波などに耐えうる防災体制をつくることを目標としている。この計画は更に、引き続く地震、火山噴火、津波、洪水・土砂災害、ならびに森林火災からの被害を低減することを目的としている。計画は、インドネシア国の近年の社会構造の変化を考慮し、国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民それぞれの役割を明示し、基本的な防災政策と対応を示す。さらに、防災業務計画及び地域防災計画の重点的項目についてのべ、インドネシア国全体の災害に対処する能力の強化を目指している。

- 計画は3編で構成されている。第1編は防災にかかる総則、第2編および第3編は震災対策と風水害対策についてまとめている。第2, 3編は、現実の災害に対する対応に即して、事前対策、緊急対応、および事後対策の順番で述べた。

第2節 防災の基本方針

- 防災とは、災害が発生しやすい国土と人口の高密度、高度化した土地利用、並びに都市化が著しいインドネシア国の発展に寄与する経済的、社会的、物理的な安定と国民の生命を守る行政上最も重要な施策の一つである。
- 防災は、時間の経過とともに事前対策、災害応急対策、ならびに事後対策の3段階に分けられる。国、公共機関、地方公共団体、事業者、住民等がそれぞれの段階で最善の対策を取ることが、被害の軽減につながる。各段階における基本方針は以下の通り。
- 「事前期間における周到かつ十分な準備」
 - 主要交通・通信機能の強化は、災害に強い国づくり、まちづくりを実現するために重要である。災害に強い国土とまちの形成は、国土保全事業や市街地開発事業等で行われ、また、事故災害を予防するための安全対策の充実、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物・施設、ライフライン機能の安全性の確保等により行われる。
 - 事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、ならびに防災訓練等は、発災時の緊急対応と、その後の復旧・復興の迅速・円滑な実施に役立つ。
 - インドネシア国民の防災活動を促進するためには、住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等統合的なアプローチが必要である。
 - 予知・予測研究、工学的・社会的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、観測の充実・強化、及びこれらの防災施策への活用は重要な事前準備の項目である。
- 「迅速かつ円滑な災害応急対策」
 - 災害発生の際の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動
 - 大規模な事故が発生した場合等における速やかな情報の連絡
 - 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達、並びにそのための通信手段の確保
 - 災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制の確立、並びに他機関との連携による応援体制の確立
 - 災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動
 - 被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動

- 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するための、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送
- 被災者の安全な避難場所への誘導、避難場所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動
- 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給
- 被災者の健康状態の把握、並びに必要なに応じた救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等
- 防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施
- 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧
- 流言、飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促す、被災者等への的確な情報伝達
- 二次災害の危険性を見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施
- ボランティア、義援物資・義援金、海外からの支援の適切な受入れ
- 「適切かつ速やかな災害復旧・復興」
- 被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進
- 被災施設の迅速な復旧
- 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
- 迅速かつ適切ながれき処理
- 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
- 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援
- 国、公共機関及び地方公共団体は、互いに連携をとり、これらの災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民間、並びに行政と住民との間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第3節 防災を巡る社会構造の変化と対応

- 都市化により、都市部における人口の密集、危険地域の住宅開発、および建物の高層化が著しい。更に、都市部での生活悪化、とりわけ劣悪な建物・インフラストラクチャ、ならびに劣悪な衛生状況を引き起こしている。このような問題に対応すべく、災害に強い都市構造や社会を作り上げることが急務である。都市計画的な側面からは、市街地再開発事業、防災に配慮した土地利用、更に危険地域に関する情報の公開などを行う必要がある。
- 脆弱な人口¹は、災害と復興時において特別な支援が必要である。支援は防災の各段階において必要で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策などを含む。さらに、これらの支援策・施策は、他の福祉政策とも連携することにより、災害時と災害後の脆弱な人口の安全を守ることができる。
- 我々の社会は、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワークなどの高度技術に依存している。しかし、発災時には、これらの高度技術も影響を受けることが予測され、生活、産業にも多大なる影響をもたらす。従って、これらの施設を災害から守る体制を整えると共に、代理機能の充実をはかることも重要である。
- 近年の社会構造の変化により、コミュニティの相互支援を含むコミュニティの強い絆が失われているが、これらを強化する必要がある。さらに、防災の考え方について定期的に要援護者を含む防災訓練を行い、住民への徹底をはかる。
- 防災とその判断過程への女性の参加は、男女双方の視点を配慮した防災の推進に、不可欠である。男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立は、この目的を達するために重要である。
- 最後に、近年では、高度な交通・輸送体系、多様な危険物の利用、および多目的土地利用から成る複雑な都市形態が構成されており、これらを起因とした事故災害の予防が必要となっている。

¹貧困層、マイノリティ、障害者、高齢者並びに若年者等

第4節 防災計画の効果的推進

- この計画は、1) 指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を、2) 地方公共団体は地域防災計画を、それぞれ機関の果たすべき役割、地域の実態を踏まえつつ作成、修正する必要がある。
- 本計画は、地震ならびに風水害に対応した防災に関する事項を網羅的に示している。しかし、地方公共団体が地域防災計画を作成するに当たっては、地方の自然・社会的条件を勘案して、各事項を検討の上、改善するものとする。また、特殊な事情がある場合には、適宜必要な事項を付加するものとする。
- 指定公共機関が防災業務計画を作成する際には、当該機関の地域特性等を配慮する。
- 指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体の防災担当部局はこれら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の2点を実行するものとする。
 - 必要に応じた計画に基づくマニュアル(実践的応急活動要領を意味する。以下同じ)の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底、計画、マニュアルの定期的な点検
 - 他の計画(開発計画、投資計画等)の防災の観点からのチェック
- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、本計画、防災業務計画及び地域防災計画推進のための財政負担、援助、指導の充実に最大限努力し、さらに制度等の整備・改善について検討、実施するものとする。
- 地域コミュニティと個人に根付いた共助は、行政による公助に加えて、いつでも起こりうる災害時の人的被害・経済的被害を軽減するために重要である。従って、防災の全国的な運動を、個人や家庭、地域、企業、団体などの社会の様々な主体を対象として日常的に推進する。このような運動を推進するために、適切なタイミングで行動計画を行うための重要項目を選定し、また、防災関係機関間の連携とネットワークを強化することとする。
- 国は、防災に関連する各種要綱、大綱、活動要領、ならびに耐震性に関する設計指針の作成と改良を必要に応じて行うこととする。国は、さらに、地方公共団体に対し被害想定作成・改良を支援するための調査研究を推進するとともに、地域防災計画作成に必要な防災関連情報を蓄積し、情報提供と指導助言を行うものとする。
- 国、指定公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の果たすべき役割を実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。また、地方公共団体は他の地方公共団体とも連携を図り、広域的な視点で防災に関する計画の作成、対策の推進を図るよう努めるものとする。

-
- 指定公共機関以外の公共機関等は、本計画で示した施策、事業等について、それぞれの実情等に応じ実施することを望むものである。
 - 本計画は、国と地域の防災に関する総合的かつ長期的な計画を定めるもので、具体的には防災業務計画及び地域防災計画の重要項目を含む。本計画が「防災に関する基本的な計画」としての使命を果たしていくため、中央防災会議、国家防災庁ならびに関係省庁は、1) 本計画の実施状況、2) この計画に基づく防災業務計画及び地域防災計画の作成状況、及び実施状況を定期的に把握し、3) 防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、防災上の重要課題を随時把握し、本計画に反映させていくものとする。

第2編: 震災対策編

第1章: 災害予防

第1節 地震に強い国づくり, まちづくり

- 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い国づくり, まちづくりを行うものとする。
- 一度大規模地震が起こると甚大で深刻な被害が出るため、事前に国、地方公共団体、関係機関、住民等が、様々な被害軽減対策を行っておくことが肝要である。このため、国は、事前、緊急対応、ならびに事後を含む地震防災対策大綱を大規模地震対応のマスタープランとして策定する。この被害軽減の努力を図るために、国は期限を定めて定量的な減災目標を設定する。これらの努力の結果は、定期的なモニタリングによって測る。更に、減災目的の達成のためには、地域公共団体の参画と連携が必要であり、関係地方公共団体は、地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努めるものとする。

1.1 構造物・施設等の耐震性の確保についての基本的な考え方

担当機関	公共事業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国民住宅省

- 地震に強い国づくりとまちづくりには、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類・目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。
- 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、1) 供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動、及び2) 発生確率は低いが高レベルの地震動とともに考慮の対象とするものとする。

- この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、また、高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。
- さらに、構造物・施設等のうち、被災後のオペレーションが重要と考えられるもの、例えば、一旦被災した場合に生じる機能支障が災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、地方あるいは国といった広域における経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また緊急対応時に人命を守る建築物等については、重要度を考慮し、他の構造物・施設等に比べ高度なスタンダードで設計することを目標とする。
- 耐震性の確保とは、上述の耐震設計を標準化することのみに限定せず、コンティンジェンシーや代替性の確保等によりシステムの機能を確保することによる方策も含まれる。

1.2 地震に強い国づくり

担当機関	公共事業省、運輸省、通信・情報省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 国は、グランドデザインのような総合的な計画の策定の際には、国土・国民の生命、及び財産を保護することに十分配慮する。

1) 主要交通・通信機能強化

- 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に関し、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努めるものとする。

2) 首都の防災性の向上等

- 国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性を反映して、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進する。また、国は、首都機能の移転についても検討を進める。
- 国は、首都中枢機能が地震により激甚な被害を被った場合等に備え、発災後に実施する災害応急対策業務及び継続する必要性の高い通常業務等を行うための業務継

統計画を策定し、そのために必要な中央省庁の業務の実施体制を整えるよう努めるものとする。

3) 地震に強い国土の形成

- 国及び地方公共団体は、地震に強い国土の形成を図るため、国土保全事業を総合的・計画的に推進するとともに、構造物、施設等の耐震性に十分配慮するものとする。

1.3 地震に強いまちづくり

担当機関	公共事業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国民住宅省、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社

1) 地震に強い都市構造の形成

- 国及び地方公共団体は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、危険な密集市街地の解消等を図るための防災街区整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図るものとする。なお、事業の実施にあたっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。
- 地方公共団体は、地震防災緊急事業五箇年計画等を積極的に作成し、国及び地方公共団体は、それに基づく事業の推進を図るものとする。
- 国、地方公共団体および施設管理者は、高層ビル、巨大ショッピングモール、ならびに交通ターミナルなどの都市施設の発災時の安全性を確保するものとする。さらに、これらの施設における応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化するものとする。

2) 建築物の安全化

- 国、地方公共団体及び施設管理者は、不特定多数の者が使用する施設（劇場・駅等）や応急対策上重要な施設（学校及び医療機関等）について、耐震性の確保に特に配

慮する。特に、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、効果的な実施に努めるものとする。

- 国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、関連機関等への建築基準の遵守の指導等に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施するものとする。
- また、国及び地方公共団体は、地震防災対策を強化する地域において、公共建築物の耐震診断の実施状況や結果などの耐震性に係るリストの作成と公表に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全化等を図るものとする。

3) ライフライン施設等の機能の確保

- 国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。
- ライフライン施設の機能の確保の策定は、必要に応じ、大規模地震の被害想定を行い、結果に基づく主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

4) 崖地、液状化対策

- 国、地方公共団体は、地震による崩落等の危険がある崖地等を把握し、1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定等を進め、2) 急傾斜地の崩壊対策事業等を推進し、3) 近接する建築物の移転等を誘導するものとする。さらに、ハザードマップ等の整備や地域住民等に対する情報を提供し、また警戒避難時の避難方法についても周知徹底を図る。

- 国、地方公共団体及び公共・公益施設の管理者は、施設の設置の際には、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を実施し、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。また、個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等をマニュアル化し、普及を図る。

5) 危険物施設等の安全確保

- 国及び地方公共団体は、石油コンビナート等の危険物施設等、および火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ならびにボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする

6) 災害応急対策等への備え

- 国、公共機関及び地方公共団体は、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より行い、職員・住民などの防災力の向上を図る。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

- 地震が発生した場合に，迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施するための備えを十分に行うものとする。

2.1 情報の収集・連絡関係

担当機関	国家防災庁
関連機関	公共事業省、通信・情報省、気象庁、通信会社、放送会社、新聞社、州、県・市

1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関及び地方公共団体は，県・市，州，国その他防災機関との連絡が，相互に迅速かつ確実にできるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。
- 国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。

- 国，地方公共団体は，衛星通信，インターネットメール，SMS，防災無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。また，国及び地方公共団体は，震度観測点の不足や減少等により，震度の分布状況の把握に支障をきたし，初動対応に遅れが生じること等のないよう，迅速かつ円滑な初動体制等の確立のために必要な地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに，地域衛星通信ネットワークや防災無線等を活用すること等により，震度情報ネットワークその他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。
- 気象庁は，確実な緊急地震速報の発表のため，その体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な緊急地震速報の伝達のため，その伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るよう努めるものとする。
- 国家防災庁および通信・情報省は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。

2) 情報の分析整理

- 国，地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るとともに，必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- 国，地方公共団体等は，平常時より自然情報，社会情報，防災情報等防災関連情報の収集，蓄積に努め，総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか，必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また，国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化について，その推進に努めるものとする。

3) 通信手段の確保

- 国，地方公共団体及び電気通信事業者等は，災害時における情報通信の重要性にかんがみ，災害時の通信手段の確保のため，1) 情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策，2) 情報通信施設の危険分散，3) 通信路の多ルート化，4) 通信ケーブルの地中化の促進，5) 無線を活用したバックアップ対策，6) デジタル化の促進等による防災対策の推進に努める。また，災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 国及び地方公共団体等は，非常通信体制の整備，有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

- 国，地方公共団体等の災害時の情報通信手段については，平常時よりその確保に努めるものとし，その運用・管理及び整備等に当たっては，次の点を十分考慮すること。
- 災害時における緊急情報連絡を確保するため，無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。
- 災害に強い伝送路を構築するため，1)有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び2)関連装置の二重化の推進を図ること。
- 画像等の大容量データの通信を可能とするため，国，地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
- 非常災害時の通信の確保を図るため，1)平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに，2)非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。また，3)非常用電源設備を整備するとともに，4)通信設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底，5)専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図ること。
- 移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。
- 災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。
- 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また，収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図ること。
- 国（通信・情報省）は，災害時優先電話，災害用伝言ダイヤルの整備 普及に努めること。
- 情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- 国家防災庁は，災害情報が大統領官邸及び非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」）を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災通信網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

2.2 災害応急体制の整備関係

担当機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、保健省、社会省、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、石油会社、医療機関

1) 職員の体制

- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、1) 参集基準の明確化、2) 連絡手段の確保、3) 参集手段の確保、4) 参集職員の宿舍の職場近傍での確保、5) 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

2) 防災関係機関相互の連携体制

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。
- 国家警察及び地方警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。
- 消防及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市・県による協定の締結を促進する等、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

- 国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・国軍等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

3) 州と国軍との連携体制

- 州と国軍は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、国軍の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。
- 州は、国軍への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。
- 州は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、国軍への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、国軍に連絡しておくものとする。

4) 防災中枢機能等の確保，充実

- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。
- 国は、地方公共団体の協力を得て、現地対策本部を設置する施設等の確保、設備の充実に努めるものとする。
- 国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。
- 国〔国家防災庁〕は、ジャカルタ特別市の外にバックアップ機能を兼ねる広域防災基地の整備を推進する。また、国は地方公共団体と協力して、地震災害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。
- 地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

2.3 救助・救急、医療及び消火活動関係

担当機関	保健省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、医療機関、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、石油会社

- 国、地方公共団体及び医療機関等は、発災時における救助・救急、医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、通信手段の確保等を図るものとする。
- 国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

1) 救助・救急活動関係

- 地方公共団体は、緊急対応時に必要な車両（例えば、救助工作車、救急車、照明車等）および応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 国〔国軍、警察、海軍〕においても、救助用資機材の整備を推進するものとする。
- 国家捜索・救助省及び地方公共団体は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。
- 救助・救急関係省庁〔国軍、警察、海軍、国家捜索・救助省〕は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

2) 医療活動関係

- 国〔保健省〕、インドネシア赤十字及び地方公共団体は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品や医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また、地域の実情に応じて、災害時における拠点医療施設を選定するなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、事前に、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

- 国は、1) 災害時の医療関係者の役割、2) トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、および 3) 災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チームに参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

3) 消火活動関係

- 地方公共団体は、地震による火災に備え、消防水利については、消火栓以外の施設とリソースの多様化をはかる。これらは、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の活用（海水、河川水等）、水泳プール、ため池等の利用が考えられ、地方公共団体はこれらの適正な配置と利用に努めるものとする。
- 地方公共団体は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- 地方公共団体は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

2.4 緊急輸送活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁、石油会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社

- 地方公共団体は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、確保すべき輸送施設（道路、港湾、漁港、飛行場等）及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）を把握する。また、国及び地方公共団体はこれらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努める。
- 地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。同時にこれらの場所を災害時に利用できるよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用につ

いてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

- 国〔公共事業省、運輸省〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点の耐震性確保には特に配慮する。
- 警察及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について耐震性の確保を図り、また、災害時の道路交通管理体制を整備する。さらに、州・県・市警察は、災害時の交通規制を円滑に行うために警備業者等との間で交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
- 国家警察及び州・県・市警察は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- 国家警察及び州・県・市警察は広域的な交通管理体制を整備するものとする。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

2.5 避難収容活動関係

担当機関	公共事業省、社会省、国家防災庁、県・市
関連機関	運輸省、保健省、国民住宅省、州、地域コミュニティ、住民

1) 避難誘導

- 地方公共団体は避難場所と避難路をあらかじめ指定し、住民に周知広報するものとする。
- 地方公共団体は地震災害に先立って避難計画を策定し、避難訓練を実施するものとする。
- イベント会場や駅、その他関係施設で不特定多数の人が利用する施設管理者は避難計画及び訓練計画を作成するものとする。この計画は発災直後の避難者の集中、混

乱等の回避に重点を置くものとする。地方公共団体は住民や自主防災組織との連携を図りながら、高齢者、障害者等の要援護者の避難を適切に実施するため平常時に避難誘導體制を整備する事に努めるものとする。

2) 避難場所

- 地方公共団体は施設管理者との合意の下で、あらかじめ地域の人口、避難区域、地形条件、及び災害への安全性等々に基づいて、地震規模を考慮しながら、必要被難所数、規模等を勘案して都市公園、公民館、学校等を避難場所に指定するものとする。地方公共団体は避難場所情報について住民に周知を図るものとする。避難場所としての都市公園等の空き地は大地震時の火災による輻射熱からの安全性を保つこととし、指定避難建物の換気や照明については必要に応じ避難者の生活環境を良好に維持するため整備を図るものとする。
- 地方公共団体は避難場所での飲料水タンク、井戸、仮設トイレ、マット、通信設備、その他必要設備を整備するものとする。更に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難実施を行うための機材を整備するものとする。また、地方公共団体は避難者用のテレビ、ラジオ等の災害情報収集機材の整備も行うものとする。
- 地方公共団体は食料、飲料水、非常用発電機、医薬品、焚きだし用具、毛布等非常用備蓄を進めることに努める。
- 地方公共団体はあらかじめ住民に避難場所の運営維持に関わる事項を周知するよう努めるものとする。

3) 応急仮設住宅

- 国、及び地方公共団体は仮設住宅建設に必要な資機材供給可能性について情報把握し、あらかじめ民間業者との連携を図り調達と供給体制整備を図るものとする。
- 国、及び地方公共団体は、あらかじめ災害から安全な場所に仮設住宅用の用地情報を把握し、供給体制について計画しておくものとする。
- 地方公共団体は、あらかじめ災害時、被災者に住宅供給を迅速に行うため、公共住宅や空き家情報を把握する事に努めるものとする。

2.6 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動関係

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、州、県・市
------	---------------------------

関連機関	インドネシア赤十字、水道会社、石油会社、医療機関
-------------	---------------------------------

- 地方公共団体は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 国〔社会省、保健省、公共事業省、通信・情報省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄体制の整備を行うものとする。
- 国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- 国〔社会省〕は下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。

食料・・・精米、即席ラーメン、ビスケット、パン、缶詰、育児用調整粉乳

生活必需品・・・下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発動機、卓上コンロ、ポンベ

2.7 施設、設備の応急復旧活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、州、県・市
関連機関	国民住宅省、国軍（陸・海・空）、警察、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社

- 国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化することとする。
- ライフライン事業者は、地震発生時に円滑な対応が図れるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2.8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、放送会社、州、県・市
関連機関	気象庁、新聞社

- 地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に県・市防災行政無線の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、災害時要援護者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 国、地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 国等は、発生後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。
- 国、地方公共団体及び放送事業者等は地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。また、国、地方公共団体等は、安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、国民に対する普及啓発に努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

2.9 二次災害の防止活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、エネルギー・鉱業資源省、県・市
関連機関	国家防災庁、州、電力会社、水道会社、ガス会社、

- 国、及び地方公共団体は余震や豪雨等による二次災害の被害防止対策を整備するものとし、ビルディング安全調査や住宅地、地滑り危険区域等の迅速調査を実施出来

る専門家養成等、能力開発を推進し、さらに人材の緊急動員が出来るよう事前登録等の対策を進めるものとする。

- 二次災害防止のための必要資機材の備蓄を進める。
- 火災発生のおそれのある石油施設、化学プラント等、危険物施設管理者は地震時に円滑に対策を進めるための、防災計画をあらかじめ作成するものとする。
- 国、及び地方公共団体、企業は有害物質漏洩防止体制を整備するものとする。

2.10 海外からの支援の受入れ活動関係

担当機関	外務省、国家開発企画庁、国家防災庁
関連機関	財務省、インドネシア赤十字、州、県・市

- 外国援助受け入れに関して、政府は個々の援助機関に関わる情報、例えば援助到着時期の早さ、被災地への負担を強いることの少ない自己完結型援助活動であるかどうか等々についてあらかじめ、把握しておくものとする。
- 国はあらかじめ外国援助受け入れ可能分野を検討し、対応方針を整備しておくものとする。
- 国はあらかじめ外国援助受け入れ手順を整備しておくものとする。

2.11 防災関係機関の防災訓練の実施

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、運輸省、国家教育省、通信・情報省、保健省、社会省、研究・技術省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、放送会社、新聞社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関、学術研究機関、企業管理者、地域コミュニティ、住民

1) 国における防災訓練の実施

- 国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施するものとする。
- 国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的地震災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体及び公共機関等は、国家捜索・救助庁、警察、国軍等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、通信・情報省、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

3) 実践的な訓練の実施と事後評価

- 国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。
- 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

2.12 災害復旧・復興への備え

担当機関	公共事業省、保健省、工業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、財務省、通信・情報省、社会省、国民住宅省、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、企業管理者、地域コミュニティー、住民

1) 各種データの整備保全

- 国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。
 - 地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等のデータや、測量図面、情報図面等、各種データの総合的な整備保全とバックアップ
 - 不動産登記の保全
- 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。
- 国〔国務省、工業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

2) 復興対策の研究

- 関係機関は、災害からの復興について研究を進めることとし、これらは、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、並びに復興資金の負担のあり方等に及ぶものとする。
- 国家防災庁は、被災地方公共団体が復興計画を作成する際に必要とされる災害復興マニュアルの整備について研究を進めるものとする。さらに、考えられる巨大規模の災害に関して事前復興計画の作成と復興シミュレーションの研究を行うものとする。

3) 地震保険制度の充実

- 財務省は、地震保険制度を充実し、住民への加入を促進することで、被災者が自ら生活再建ができるようなシステムを作る。

第3節 国民の防災活動の促進

3.1 防災文化の推進，徹底

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民はその自覚を持ち，平常時より，災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者，災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体，NGO 等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関，地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。

3.2 防災知識の普及，訓練

担当機関	国家教育省、エネルギー・鉱業資源省、国家防災庁、気象庁、州、県・市、学術研究機関
関連機関	公共事業省、国防省、社会省、研究・技術省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア科学研究所、インドネシア赤十字、放送会社、新聞社

1) 防災知識の普及

- 国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，震災時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策，様々な条件下（家屋内，路上，自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

- 国〔国家防災庁、気象庁等〕は、我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため、地震活動、プレート活動、活断層等に関する広報資料の作成等に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、地震情報(震源、マグニチュード、余震の状況等)の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体等は、住民が津波早期警戒情報を受けたときの適切な対応行動について普及、啓発に努めるものとする。
- 地方公共団体は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努めるものとする。
- 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。

2) 防災関連設備等の普及

- 国、地方公共団体は、住民等に対して消火器、非常持出品の準備・普及に努めるものとする。

3) 防災訓練の実施、指導

- 国及び地方公共団体は、防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、防災訓練の実施にあたっては、地震発生時の対応行動の向上に努めることとする。

4) 防災知識の普及，訓練における災害時要援護者等への配慮

- 防災知識の普及，訓練を実施する際，高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し，地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに，被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3.3 国民の防災活動の環境整備

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国家教育省、国防省、社会省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、放送会社、新聞社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、企業管理者、地域コミュニティ、住民

1) 自主防災組織の組織化および能力強化

- 国家防災庁及び地方公共団体は，地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす自主防災組織の組織化、施設・装備の充実，青年層・女性層の団員への参加促進等自主防災組織の活性化を推進し，その育成を図るものとする。
- 地方公共団体は，自主防災組織の育成，強化を図るものとする。このため，組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより，これらの組織の日常化，訓練の実施を促すものとする。その際，女性の参画の促進に努めるものとする。
- 国家防災庁及び地方公共団体は平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり，災害時には，避難，備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに，消火，救助，救護のための資機材の充実を図るものとする。

2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 地方公共団体は，ボランティア団体と協力して，発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国及び地方公共団体は，インドネシア赤十字，社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り，災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう，その

活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

3) 企業防災の促進

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- このため、国及び地方公共団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第4節 地震災害及び地震防災に関する研究及び観測等の推進

担当機関	科学技術評価応用庁、インドネシア科学研究所、学術研究機関
関連機関	エネルギー・鉱業資源省、研究・技術省、国家防災庁、気象庁、州、県・市

- 国は、防災の一環として、科学技術の分野と地震に関連する研究を推進する。また、国は、海外研究機関を含む研究機関間の連携と、研究機関と行政機関間の連携を推進し、実現性のある防災政策につなげていくものとする。
- 国は 1)地震災害と地震防災にかかるデータの収集、2)各種研究施設と設備の充実・整備、3)研究機関と大学での防災にかかる研究の推進、および 4)地震防災技術に関する研究開発、をそれぞれ推進するものとする。
- 国は、関係機関と密接に連携を取りながら、観測データや研究結果の共有を図り、観測にかかる研究を推進し（例えば、活断層の観測など）、観測システムと機能の強化を図ることとする。
- 国は地震に関連する研究を管理・推進するために「地震調査研究推進センター」を設置し、研究予算の管理や研究のコーディネーションを担当する。また、行政や大学などの諸機関で行われた研究の結果を集め、その結果を評価し、広報を行う。
- 国は、国と地方公共団体の両レベルの防災関連機関に対し、研究機関が実施した研究の結果を提供し、例えば地震観測研究の結果などが、防災体制の強化に資するように努力することとする。
- 国は地震防災対策強化地域を設定し、地震予知のための観測と測量を強化するものとする。
- 研究分野は、理学的研究に限らず、工学的研究（地震に対応した構造物や耐震設計など）、社会学的研究（災害時の人間行動や情報伝達など）などの応用分野も積極的に取り込むものとする。
- 地震により被災した施設の管理者は、過去の被災事例を参考に被災の原因を探り、情報を収集して、必要に応じて国と地方公共団体に報告する。報告を受けた国や地方公共団体は、将来的な地震被害の低減を目指して、必要に応じて更なる分析を行い、基準や規範の改定、責任の明確化等適切な措置を行う。

第2章：災害応急対策

- 応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には県・市があたり、州は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。
- 地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 地震が発生した場合、地震情報（震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

1.1 災害情報の収集・連絡

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、州、県・市
関連機関	国務省、林業省、通信・情報省、科学技術評価応用庁、国家捜索・救助庁、放送会社、新聞社、地域コミュニティ

1) 地震情報等の連絡

- 地震が発生した場合、まず気象庁が、地震情報及び津波警報等の連絡を大統領官邸、関係省庁〔国家防災庁、警察、国軍、国家捜索・救助庁等〕、関係州、県・市、及び関係指定公共機関に行う。
- 国家防災庁は気象庁から連絡を受けた地震が一定規模以上であった場合は、地震情報等について大統領官邸及び災害対策関係省庁に連絡を行う。
- 州は、気象庁から連絡を受けた地震情報を、県・市、関係機関へ連絡する。
- 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、RRI & TVRI に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者の協力を得て、広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。
- 国、地方公共団体及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を地域通信ネットワーク、県・市防災無線等により住民への伝達に努めるものとする。

2) 被害規模の早期把握のための活動

- 国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- 国〔警察、国軍、公共事業省、国家捜索・救助庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- 国〔警察、国軍、公共事業省、国家捜索・救助庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
- 被害規模を早期に把握するため、警察は現場と警察本部が行う交信情報を、国家捜索・救助庁及び地方公共団体は緊急通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集するものとする。
- 国等は、地理情報システム及び地震のモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

3) 地震発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

- 県・市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに州へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により州に連絡できない場合は、国家防災庁へ連絡するものとする。

- 州は、県・市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を国家防災庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、州の警察および軍は被害に関する情報を把握し、これを国の警察／国軍に連絡する。
- 警察、国軍、国家捜索・救助庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国家防災庁に連絡し、国家防災庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに大統領官邸及び関係機関に連絡する。
- 大規模地震が発生した場合には、関係省庁〔国家防災庁、警察、国軍、国家捜索・救助庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに大統領官邸に連絡する。
- 大規模地震が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から州や県・市の被害状況の確認を行う。

4) 一般被害情報等の収集・連絡

- 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ国軍、国家捜索・救助庁及び関係省庁に連絡する。国軍はこれを大統領官邸及び国家防災庁に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。
- 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて大統領官邸、国家防災庁、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて大統領官邸、国家防災庁、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ大統領に報告する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。
- 非常本部等は、収集した被害情報を州に連絡する。

5) 応急対策活動情報の連絡

- 県・市は、州に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、州は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県・市に連絡する。

- 州及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ州、公共機関に連絡する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ大統領に報告する。
- 非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関、指定公共機関及び州等に連絡する。
- 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

1.2 通信手段の確保

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	林業省、通信会社

- 災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、
- 国、公共機関及び地方公共団体は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに通信・情報省に連絡するものとし、通信・情報省は通信の確保に必要な措置を講ずる。
- 国〔警察、国軍〕、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 電気通信事業者は、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。
- 通信・情報省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。
- 国、地方公共団体等は、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

第2節 活動体制の確立

- 第1節により収集・連絡された情報に基づく判断により，関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また，国においては，必要に応じ，災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに，非常災害対策本部等を設置する。

2.1 地方公共団体の活動体制

担当機関	州、県・市
関連機関	国家防災庁

- 地方公共団体は，発災後速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置，現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 地方公共団体は，指定行政機関，公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者の避難支援の実施のため，防災担当部局と福祉担当部局との連携に努めるものとする。

2.2 広域的な応援体制

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 地方公共団体等は，被害の規模に応じて，他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また，大規模な地震の発生を覚知した時は，被災地以外の地方公共団体は，あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。

2.3 国家防災庁，指定行政機関，公共機関の活動体制

担当機関	国家防災庁、州、県・市
------	-------------

関連機関	宗教省、国務省、外務省、公共事業省、運輸省、財務省、エネルギー・鉱業資源省、通信・情報省、保健省、国防省、貿易省、社会省、国営企業省、国民住宅省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、石油会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、医療機関、地域コミュニティ、住民
------	---

- 国家防災庁は、大規模地震が発生した場合、非常災害対策本部を設置し、情報の集約、大統領への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての早急な初動措置の総合調整を集中的に行う。
- 指定行政機関及び公共機関は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 指定行政機関及び公共機関は、機関相互間、地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- ライフライン事業者については、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

2.4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

担当機関	国家防災庁
関連機関	

- 大規模な地震発生時には、地震及び被害の第1次情報についての確認、共有化、応急対策の調整等を行うため、必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。
- 災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。

2.5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

担当機関	国家防災庁
------	-------

関連機関	
-------------	--

- 大規模地震が発生した場合、国家防災庁は緊急参集チームを非常災害対策本部に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。
- 必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制、その他の対処に係る重要事項について協議するため、国家防災庁長官は大統領及び関係閣僚との緊急協議を行う。

2.6 非常災害対策本部等の設置等

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、保健省、社会省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、インドネシア赤十字

1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

- 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国家防災庁は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
- 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国家防災庁は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として国家防災庁舎とする。
- 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、国家防災庁および関係省庁の局長級職員で構成する。
- 非常災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 非常災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、国家防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- 収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国家防災庁は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
- 緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国家防災庁は、速やかに必要な手続きを行うなど、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。
- 緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所は、国家防災庁内とする。ただし、国家防災庁の建物が被災により使用不能である場合には国軍庁舎内、国軍の建物が被災により使用不能である場合には警察庁舎内、警察庁舎が被災により使用不能である場合にはジャカルタ郊外の適切な建物とする。
- 国家防災庁は、国家防災庁の建物が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及び事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。
- 緊急災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 緊急災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、国家防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

- 収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに大統領は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置(既に設置されている場合を除く。)を行うものとする。

4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

- 非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、現地対策本部の設置を行うものとする。
- また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。

- 現地対策本部長は原則として国家防災庁副長官とし、現地対策本部員は、関係省庁局長級職員によって構成されるものとする。
- 現地対策本部員等予定者は、国軍のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

2.7 ジャカルタ市圏内において大地震が発生した場合の参集方法等

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国軍（陸・海・空）

- あらかじめ指名された災害対策関係省庁の防災担当職員は、ジャカルタ市圏内において MMI7以上の地震が発生した場合、直ちに非常参集するものとする。その際、交通が途絶し、徒歩等以外の手段で参集することができない場合には、国軍のヘリコプターの利用等により参集するものとする。
- 緊急災害対策本部及びその事務局を首都機能への大きなダメージによりジャカルタ市郊外に設置する場合には、国軍のヘリコプター等により移動するものとする。

2.8 国軍/警察の災害派遣

担当機関	国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁

- 州知事は、国軍/警察の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 県知事、市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、州知事に対し国軍/警察の派遣要請をするよう求めるものとする。
- 国軍/警察は、州知事から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

- 県知事、市長は、通信の途絶等により州知事に対し国軍/警察の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその県、市の地域の災害の状況を国軍/警察に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を国軍/警察から州知事に通知するものとする。
- 要請を受けて行う災害派遣以外の国軍/警察の他の措置として、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により州と連絡が不可能である場合や県知事や市長からの通知を受けた場合等における人命救助のための部隊等の派遣等、地震による災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要する時には、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。
- 国軍/警察が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、消防活動、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水、救援物資の無償貸与又は譲与、危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第3節 救助・救急，医療及び消火活動救助・救急，医療及び消火活動

3.1 救助・救急活動

担当機関	保健省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、州、県・市、地域コミュニティ、住民、ボランティア
関連機関	運輸省

- 倒壊家屋の下敷きになった被災者に対する救助・救急活動，負傷者に対する医療活動，ならびに更なる火災の拡大を低減するために消火活動を迅速・的確に行うことが，生命・身体の安全確保のための優先的課題である。

1) 住民及び自主防災組織の役割

- 住民および自主防災組織は，自主的に救急・救助活動を行う一方，救助・救急活動を行っている各機関との協調を行うこととする。

2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

- 被災地法公共団体は，救助・緊急活動を行うと共に被災状況の情報を早い段階で集め，国の非常本部等や現地対策本部等やその他影響を受けなかった地方公共団体へ必要に応じて応援を要請する。更に，被災地方公共団体は，緊急対応をおこなうことが出来るように場所の確保，並びに宿泊の確保をおこなう。

3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

- 被災地以外の地方公共団体は，被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき，救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。
- 非常本部等は，国家捜索・救助庁，保健省，警察，国軍などに対し，必要に応じて応援を依頼する。
- 現地対策本部を含む非常対策本部等は，救助・救急活動を行う各機関の総合調整を必要に応じて行う事とする。このような調整は，救助・救急活動を円滑かつ迅速に行う上で重要である。

- 警察は、必要に応じて、広域的な救助・救援活動の措置（例えば、緊急援助隊の遠距離派遣など）をとるものとする。
- 国家捜索・救助庁省は、必要に応じて、広域的な救助・救援活動の措置（例えば、緊急援助隊の遠距離派遣など）をとるものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は非常本部等の要請に基づき、救助・救急活動を行うものとする。
- 国家捜索・救助庁および海軍は、海上における災害に関わる救助・救急活動の責任を負い、必要に応じて非常本部等の要請を受けて、被災地方公共団体の支援を行うこととする。

4) 資機材等の調達等

- 救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 国および地方公共団体は、必要に応じて、民間セクターに救助・救急活動に必要な資機材を要請し、効率的な活動を行うこととする。

3.2 医療活動

担当機関	保健省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、医療機関、州、県・市
関連機関	国家防災庁

1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うとともに、必要に応じて、その区域内の民間医療機関に対しても、医療活動の協力を求めるものとする。
- 国（保健省、国軍）及び赤十字は、被災地域内の国立病院、クリニック、国立大学病院、国軍の病院、赤十字病院等において医療活動を行うものとする。
- 被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施し、またライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を必要に応じて行うものとする。
- 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、他の医療機関等に必要に応じて協力を求めるよう努める。

- 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。
- 現地対策本部は、必要に応じ、または被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。
- 国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2) 被災地域外からの救護班の派遣

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請する。
- 国（保健省）、赤十字及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保して救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、必要に応じて、公的・民間双方の医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- 国軍は、要請に応じ、救護班を編成して派遣するものとする。
- 国軍及び警察は、被災地以外の県・市の救護班による応援のための措置をとるものとする。
- 救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。
- 被災地域を含む州政府は、その区域内または近隣州からの救護班の派遣に係る調整を行う。さらに、活動場所（救護所など）の確保を図るものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、または各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。
- 救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁（公共事業省、運輸省、国軍、警察）は、必要に応じ、又は国（保健省）、赤十字及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

3) 被災地域外での医療活動

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関（保健省、赤十字）に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。
- 広域後方医療関係機関は、必要に応じて、広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。

- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

3.3 消火活動

担当機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、州、県・市、地域コミュニティ
関連機関	警察、住民

1) 地方公共団体等による消火活動

- 発災後の初期段階では、住民と自主防災組織は、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。
- 被災県・市は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握し、重点的な部隊の配置を行う。特に、大規模な震災では、最重要防御地域等の優先順位を定めて迅速に対応する。
- 国家捜索・救助庁は、海上における消火活動を行うほか、必要に応じ、地方公共団体に対して応援を要請するものとする。

2) 被災地域外の地方公共団体による応援

- 被災地以外の県・市は被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。
- 警察および国軍は、被災地以外の消防機関による応援のための措置をとるものとする。
- 防衛省、警察および国軍は、必要に応じ、被災地域外の地方公共団体の消防隊による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、または警察・国軍の要請に応じ、他機関への応援要請の総合調整を行なうものとする。

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 第3節に述べた救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うためにも、また、避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行うことは重要である。

4.1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

担当機関	運輸省、国家防災庁
関連機関	公共事業省、警察、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、州、県・市

- 交通の確保・緊急輸送活動は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を通じて行うものとする。

1) 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。

- 人命の安全
- 被害の拡大防止
- 災害応急対策の円滑な実施

2) 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- (a) 上記第1段階の続行
- (b) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- (a) 上記第2段階二の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活必需品

4.2 交通の確保

担当機関	公共事業省、運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社

- 地震発生後、特に初期段階では、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

1) 非常災害対策本部等による調整等

- 交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

2) 道路交通規制等

- 州・県・市の警察は、現場の警察官・関係機関等からの情報と、交通管理機材（例えば監視カメラ等）双方からの情報を利用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

- 州・県・市の警察は、緊急輸送を確保するため、一般車両の道路の利用を禁止するなど、交通規制を発災後直ちに 行う。このような、一般車両の道路の利用が規制されなくてはならない場合、近隣の州・県・市の警察との協力の下、交通規制は広域に行われる。更に、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。更に、緊急輸送の確保のため、情報板、信号機等の交通管制施設も活用するものとする。
- 州・県・市の警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- 州・県・市の警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。
- 州・県・市の警察は、緊急通行車両が円滑に通行できるよう、必要に応じて運転者等に対し措置命令等を行うものとする。
- 警察は、州・県・市の警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、州・県・市の警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。
- 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、又は警察からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

3) 道路の応急復旧等

- 公共事業省・運輸省は、1) 管理する国道について早急に被害状況を把握し、2) 障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、3) 被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、4) 応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先として応急復旧や代替路の設定等を実施する。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合には、道路利用者に対して迅速に情報提供すること。
- 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、公共事業省・運輸省等に報告し、また、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。
- 道路管理者、警察機関、消防機関及び国軍等は、路上の障害物の除去について状況に応じて協力し、必要な措置をとるものとする。
- 道路管理者は、建設業者との間の応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努めるものとする。

- 公共事業省及び運輸省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。

4) 航路の障害物除去等

- 公共事業省及び運輸省は、開発保全航路等について、地震後早急に被害状況を把握し、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告する。また、これらの省は、障害物除去、避難住民の運送、及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
- 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
- 海難船舶又は漂流物などにより船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、海軍はその旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。また、船舶所有者等に対し、これらの除去やその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じたり、勧告したりすることとする。

5) 港湾及び漁港の応急復旧等

- 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、公共事業省・運輸省に対して被害状況を報告するものとする。また、公共事業省・運輸省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
- 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、海洋・水産省に対して、被害状況を報告するものとする。
- 海軍は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。
- 公共事業省、運輸省、及び海洋・水産省は、港湾及び漁港の被害状況と復旧状況について非常本部等に報告するものとする。

6) 海上交通の整理等

- 海軍は、船舶の混雑が予想される海域において、船舶交通の整理・指導を必要に応じて行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
- 海軍は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。

- 海軍は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

7) 飛行場等の応急復旧等

- 公共事業省と運輸省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告する。同時に、施設の応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。
- 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、公共事業省と運輸省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。
- 公共事業省・運輸省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。
- 地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設し、その周知徹底を図るものとする。

8) 航空管制等

- 公共事業省・運輸省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して必要な情報を提供し、航空機の安全運航を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。

9) 鉄道交通の確保

- 公共事業省と運輸省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。
- 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、公共事業省・運輸省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

10) 広域輸送拠点の確保

- 地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

4.3 緊急輸送

担当機関	運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、県・市
関連機関	国家防災庁、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、州

- 緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。
- 非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行う一方、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送活動の依頼を行うものとする。
- 公共事業省・運輸省は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、空港管理者、港湾管理者、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の受入れ又は協力要請を行うものとする。
- 海軍は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 国家捜索・救助庁、警察および国軍は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。

4.4 燃料の確保

担当機関	エネルギー・鉱業資源省、石油会社
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察

- 緊急輸送を行う関係機関及びエネルギー・鉱業資源省は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第5節 避難収容活動

- 地震発生後速やかに被災者を安全な避難所に避難させ、当面の居所を確保することは被災者の精神的安定を得ることになる。このことから、仮設住宅提供のような復旧対策を準備することが被災者の住生活回復への第一歩として必要である。

5.1 避難誘導

担当機関	社会省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、州、県・市
関連機関	国家防災庁、地域コミュニティ

- 災害発生後、地方公共団体は住民の人命安全確保を第一にして、住民の避難誘導を行うものとする。
- 避難誘導を行う際、地方公共団体は避難場所や、避難路、災害危険地区、被害概況等の情報、その他円滑な避難実施に必要な事項の周知広報に努めるものとする。

5.2 避難場所開設と管理

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、州、県・市
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、地域コミュニティ、住民

1) 避難場所開設

- 地方公共団体は必要に応じて避難場所を開設し、住民に周知するものとする。必要な場合には、地方公共団体はあらかじめ指定された以外の施設についても、その施設管理者の同意を得た上で、安全確認を行った後に避難場所として開設する。更に、地方公共団体は多様な避難場所を開設することに努めるものとし、被災地以外の施設も含めて、ホテルの借り上げ、利用可能な住宅等を要援護者等（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の避難場所として開設する。

2) 避難場所の管理

- 地方公共団体は各避難場所の適切な管理を行うものとする。地方公共団体は情報提供や食料、飲料水提供、清掃等、避難者や住民及び自主防災組織等との連携を図りながら実施するものとする。また、地方公共団体は、必要に応じて他の地方公共団体に協力要請を行うものとする。
- 地方公共団体は出来るだけ速やかに各避難場所の避難者情報を収集することに努める。
- 地方公共団体は避難場所の生活環境に注意を払い、良好なものとする事に努める。避難が長引く場合には、地方公共団体は避難者のプライバシー保護や男女間のニーズの違い等にも注意、配慮するものとする。
- 地方公共団体は仮設住宅提供や、利用可能な公共住宅、民間空き家提供等によって避難者の住生活を確保することにより早期に避難所を閉鎖する事に努めるものとする。

5.3 応急仮設住宅等

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、州、県・市
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、地域コミュニティ、住民

1) 被災州、県等の応急仮設住宅提供

- 災害後、仮設住宅建設が必要な場合、州政府は国の関係省庁（例えば、国民住宅省）と迅速に協議を行い避難者の健康な住生活を確保するための仮設住宅を建設するものとする。この場合、仮設住宅建設に際して二次災害を避けることが必要である。州政府は被災者の仮設住宅への迅速で円滑な入居を管理するものとする。

2) 仮設住宅建設に必要な資機材調達

- 被災した州政府は必要な場合、仮設住宅建設に必要な資機材調達を資材を保有している関係省庁に（例えば、農業省、工業省、公共事業省）直接あるいは非常本部等を通じて要請するものとする。

- 非常本部等は必要な場合、関係省庁と機関に資機材調達要請を行うものとする。
- 要請を受けた省庁、機関はとるべき措置を決定し非常本部等と被災州政府に連絡するものとする。
- 決定した、とるべき措置に基づいて、関係省庁、機関は要請に応じて必要な資機材を配布するものとする。

3) 広域的避難収容

- 被災者の避難状況や収容状況にも依るが、広域避難が必要と認められる場合には、被災した州政府は非常本部等を通じるか、あるいは直接関係省庁、機関に（例えば、国軍、保険省、公共事業省、国家警察等）広域避難協力要請を行うものとする。
- 要請がなされた場合には、非常本部等は総合的観点から広域避難計画を策定する。計画案は避難関係省庁、機関に提出するものとし、各機関は計画に基づいて避難対策を実施する。計画案は要請を出した被災州政府にも提出するものとする。
- 避難関係省庁、機関及び緊急輸送関係省庁、機関、被災州は広域避難計画に基づいて適切に広域避難を実施するものとする。

5.4 要援護者への配慮

担当機関	保健省、社会省、県・市
関連機関	国防省、インドネシア赤十字、州、地域コミュニティ、住民

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者については避難誘導に際して、避難所での生活や仮設住宅への受け入れ等十分な配慮を行うものとする。特に、避難所での健康チェック、仮設住宅への優先入居等に配慮するものとし、高齢者や障害者用の仮設住宅建設にも配慮するものとする。さらに、援護者のための情報提供等にも配慮を要する。

第6節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

- 被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，以下の方針の通り活動する。

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	インドネシア赤十字、水道会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関

1) 非常災害対策本部等による調整等

- 非常本部等は，調達，供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達・供給活動の要請を行うものとする。

2) 地方公共団体による物資の調達，供給

- 被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 被災地方公共団体及び各省庁は，供給すべき物資が不足し，調達の必要がある場合には，物資関係省庁又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

3) 物資関係省庁の活動

- 公共事業省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。
- 保健省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。
- 社会省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。

- 社会省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、生活必需品について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 通信情報省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- 物資の輸送について、非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

第7節 保健衛生，健康管理，防疫，遺体の処理等に関する活動

- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の処理を遅滞なく進める。

7.1 保健衛生

担当機関	公共事業省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、水道会社

- 地方公共団体は、公共事業省と連携して、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

7.2 健康管理

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関

- 保健省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が身体的に不調を来す可能性が高いため、常に良好な健康状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の身体的健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 保健省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

- 保健省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

7.3 精神・社会的側面

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関

- 保健省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が精神状態に不調を来す可能性が高いため、常に良好な健康状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の精神状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

7.4 防疫活動

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関、地域コミュニティ

- 非常本部等は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健省及び国軍に対し、防疫活動を依頼し、その総合調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。
- 保健省は、必要に応じ、防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき、他の地方公共団体に対し支援の要請を行う等により、被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は要請に基づいて防疫活動を行うものとする。

7.5 遺体の処理等

担当機関	警察、州、県・市
関連機関	宗教省、地域コミュニティ

- 地方公共団体は警察と共に、死因の確認を行うと共に、遺体の処理については宗教省等の支援を得て、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬や埋葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

第8節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

- 被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。

8.1 社会秩序の維持

担当機関	警察、州、県・市
関連機関	国軍（陸・海・空）、地域コミュニティ

- 被災地及びその周辺（海上を含む）においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。
- 被災地付近の海上においては，海軍が巡視船艇を配備し，速やかな安全確保に努めるものとする。

8.2 物価の安定，物資の安定供給

担当機関	貿易省
関連機関	運輸省、州、県・市

- 国（貿易省）及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買い占め・売り惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。

第9節 施設、設備等の応急復旧活動

担当機関	公共事業省、運輸省、エネルギー・鉱業資源省、通信・情報省、国家防災庁、電力会社、通信会社、州、県・市
関連機関	国営企業省、国民住宅省、水道会社、ガス会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1) 施設、設備の応急復旧活動

- 国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

- 非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔通信・情報省、公共事業省、運輸省、エネルギー・鉱業資源省〕を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

3) 住宅の応急復旧活動

- 地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第10節 被災者等への的確な情報伝達活動

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	通信会社、放送会社、新聞社

- 流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問い合わせ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。

1) 被災者への情報伝達活動

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを充分把握し，地震の被害，余震の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。
- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。
- 国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。
- 情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。
- なお，国及び地方公共団体は，必要に応じ，公共機関，その他関係機関との連携を図りつつ，広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し，関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを，被災地近傍に設置するものとする。

2) 国民への的確な情報の伝達

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し地震の被害，余震の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。
- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。
- 情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

3) 住民等からの問い合わせに対する対応

- 非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第11節 二次災害の防止活動

- 余震や降雨等による建物被害や構造物被害、洪水、土砂災害等の二次災害防止対策を講じる事とする。
- 気象庁は余震と降雨状況について適切な情報収集と広報に努めるものとする。

11.1 洪水・土砂災害対策

担当機関	公共事業省、州、県・市
関連機関	

- 国（公共事業省）及び地方公共団体は専門家を動員して余震や降雨によって起こされる二次氾濫、土砂災害等の危険地区の調査を行う。危険度が高いと判定された地区は関係機関及び住民に周知し、不安定土砂の除去、防護壁設置、適切な警報システム設置や避難体制整備等の対策を講じるものとする。更に、災害発生のおそれがある場合には適切な避難対策を実施するものとする。
- 気象庁と州政府は必要に応じて、風水害に関する警報基準を引き下げることもある。

11.2 建物と構造物被害

担当機関	公共事業省、州、県・市
関連機関	

- 余震による建物倒壊に関しては公共事業省と地方公共団体は建築技術者を動員して被災建物及び住宅地について安全性調査を迅速に実施するものとする。調査の結果、建物が危険であると判定された場合には、必要に応じて被災施設の応急措置や避難誘導等の対策を実施するものとする。

11.3 高潮、波浪対策

担当機関	公共事業省、州、県・市
関連機関	

- 国及び地方公共団体は高潮や波浪、潮位変化による浸水防止のため海岸保全施設の点検を行う。必要な場合には、応急工事、適切な警報や避難体制をとるものとする。災害発生の高危険性が高い場合には、迅速な避難対策を実施するものとする。

11.4 爆発、有害物質による二次災害対策

担当機関	石油会社、ガス会社
関連機関	エネルギー・鉱業資源省、州、県・市

- 火災発生のおそれのある危険物施設管理者、例えば石油施設、化学プラント等では施設の安全性点検を行い、爆発のような二次災害防止のために必要な応急措置を行うものとする。爆発の高危険性が高い場合には、関係機関に迅速に連絡を行うものとする。
- 国、地方公共団体及び企業は施設点検、応急対策、関係機関への情報連絡等を行い、有害物質漏洩防止のための環境モニタリング等を行うものとする。

第12節 ボランティア、及び国内・海外からの支援受け入れ

- 国、及び地方公共団体は災害発生情報が報道された段階から、国内外からの様々な援助申し込みに適切に対応するものとする。

12.1 ボランティアの受け入れ

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、保健省、国防省、社会省、インドネシア赤十字

- 国及び地方公共団体、また関係機関は被災地のニーズ把握調査を共同で実施し、ボランティアの登録、調整を含めた受け入れ体制を確立することに努める。受け入れに際しては、ボランティアの能力を効果的に活用することに注意を払うものとする。例えば、高齢者介護や外国人対応等である。更に、ボランティアの活動拠点を確保することでボランティア活動を円滑に進める事に努める。

12.2 国民等からの義援物資の受け入れ

担当機関	国務省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	財務省、保健省、社会省、インドネシア赤十字

1) 救援物資受け入れ

- 被災した地方公共団体は関係機関と連携して国民や企業からの救援物資の必要なもの、不必要なものを決め、リストを作成し、非常本部等や報道機関を通じて物資内容や送付先について公表するものとする。被災地のニーズ次第で、救援物資リストは更新する必要がある。国及び被災地外の地方公共団体は救援物資受付窓口を設置し、必要に応じて被災地のニーズ情報を広報するものとする。救援物資を提供する国民や企業は被災地で必要としている物資の提供に努めるものとし、救援物資送付の際には、内容の仕分けや配布が容易になるようにパッケージの表面に内容表示を行うよう努めるものとする。

2) 義援金の受け入れ

- 地方公共団体は義援金受け入れ機関と配分組織を設置するものとする。義援金使用については関係機関で十分議論した上で決定するものとする。

12.3 海外からの支援受け入れ

担当機関	外務省、国家防災庁
関連機関	財務省、インドネシア赤十字、州、県・市

- 外交ルートで外国援助が申し入れられた場合に、外務省は援助の内容、量、到着日時と場所等、詳細を非常本部等へ連絡するものとする。
- 非常本部等は援助受け入れの可能性について検討する。
- 非常本部等で援助受け入れが決まった場合、受け入れ計画を事前に策定してある戦略にしたがって策定し、この計画内容は支援各国、関係機関及び被災地方公共団体に公表するものとする。受け入れ計画に基づいて、関係機関は外国援助受け入れを開始する。また、援助受け入れの必要が無い場合には関係国に迅速に連絡するものとする。

第3章：災害復旧・復興

- 被災地の復旧・復興は、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。これは、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図る事により成し遂げることとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

担当機関	国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、財務省

- 地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。
- 被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

2.1 被災施設の復旧等

担当機関	公共事業省、運輸省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	宗教省、国務省、財務省、国家教育省、保健省、海洋・水産省、貿易省、社会省、環境省、国民住宅省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、電力会社、水道会社、ガス会社、石油会社、通信会社、放送会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、医療機関、州

- 国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。
- 国は，ライフライン施設等の復旧のため，可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2.2 がれきの処理

担当機関	公共事業省、運輸省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、環境省、国軍（陸・海・空）、地域コミュニティ、住民、ボランティア

-
- 地方公共団体は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集・運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。
 - 環境省は、迅速ながれき処理について必要な支援を行う。
 - がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
 - がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 計画的復興の進め方

3.1 復興計画の作成

担当機関	国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、運輸省、教育省、保健省、協同組合・中小企業省、環境省、研究・技術省、国民住宅省、女性強化省、工業省、貿易省、社会省、地域コミュニティ

- 復興計画は、大規模災害により地域が経済的、社会的、そして物理的に壊滅した地域に必要となる。このような地域の再建には、高度かつ複雑な大規模事業（例えば、都市構造の改変、産業基盤の改変など）を要し、多数の機関が関係する。したがって、復興計画を作成し、関係機関と諸事業を調整しつつ復興を進めるものとする。
- 地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（すなわち、地方公共団体間・国との連携や広域調整）を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。

3.2 防災まちづくり

担当機関	公共事業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、運輸省、教育省、林業省、保健省、環境省、国民住宅省、電力会社、水道会社、通信会社、医療機関、住民

- 地方公共団体の防災まちづくりは、将来の災害防止とよりよい都市環境を、住民の安全と環境保全等を通じて実施するものとする。その際、計画は、現在の住民のみならず将来の住民のことも考慮した、さらなる地域の発展を目指す。さらに、住民を、この計画プロセスの中に含むこととする。
- 地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合において、被災市街地に対する特別な措置を図り、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。具体的

には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

- 地方公共団体は、防災まちづくりにおいて、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園・河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用・臨時交通ノードとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものである。これらの点は、住民と十分に意図を共有し、理解と協力を得るよう努めるものとする。
- ライフラインや電線などを地下に共同で収容する共同溝の整備については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- 地方公共団体は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業やがれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。さらに、復興計画を考慮して、必要な場合には戦略的な実施を行うものとする。
- 地方公共団体は、住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行うものとする。
- 保健省は、被災地域の復旧・復興工事における労働災害等を防止するため、新規就労者に対する安全衛生教育の実施や工事現場の巡回指導等を通じて健康障害防止対策を図る。また、労働災害防止活動に関する相談窓口等を設置し、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

担当機関	保健省、社会省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	宗教省、文化・観光省、国務省、外務省、法務・人権省、公共事業省、運輸省、労働・移住省、財務省、国家教育省、エネルギー・鉱業資源省、林業省、通信・情報省、農業省、海洋・水産省、工業省、貿易省、協同組合・中小企業省、国民住宅省、女性強化省、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、通信会社、放送会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関、学術研究機関、企業管理者、地域コミュニティ、住民、ボランティア

- 社会省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給に関する規定等に基づいて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、国家防災庁及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。地方公共団体は、これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
- 労働・移住省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
- 住宅金融関係の機関等は、被災者の自力による住宅の再建・取得を支援するために、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。
- 公共事業省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

-
- 地方公共団体は、復興過程にある被災者に対し、仮設住宅等の提供を行い、その間の生活の維持を支援するものとする。
 - 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を通じたコンサルティングサービスを提供するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、情報の入手が不利にならない他、不安を取り除くような広報・連絡体制を構築するものとする。
 - 地方公共団体は、被災者の経済的救済・生活復興の支援、及び被災地域の総合的な復旧・復興対策等を弾力的に推進するために、必要に応じて、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

担当機関	貿易省、協同組合・中小企業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	文化・観光省、国務省、外務省、運輸省、財務省、国家教育省、通信・情報省、農業省、工業省、社会省、国営企業省、女性強化省、インドネシア銀行、学術研究機関、企業管理者

- 中小企業を支援する政府系金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金・設備復旧資金のための低利融資等を行うものとする。
- 中小企業・共同組合機構及び地方公共団体は、必要に応じ、貸付等を準備し、中小企業が設備復旧資金・運転資金を準備出来るようにするものとする。
- 国及び地方公共団体は、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。この際、戦略は、地場産業や地域商店街の復興や、内外経済の潮流を配慮した上で策定することとする。
- 農林漁業関係の金融機関は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を通じたコンサルティングサービスを提供するものとする。

第4章：津波対策

第1節 災害予防

1.1 災害に強い国づくり，まちづくり

担当機関	公共事業省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、運輸省、国家教育省、通信・情報省、保健省、環境省、研究・技術省、国家開発企画庁、気象庁、科学技術評価応用庁、インドネシア科学研究所、学術研究機関

- 国〔公共事業省〕及び地方公共団体は、海岸堤防(防潮堤)、防潮水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に、地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。
- 国、地方公共団体及び関係機関は、津波による被害のおそれのある地域において構造物、施設等整備する場合、津波に対する安全性に配慮するものとする。
- 国及び地方公共団体は、津波による危険が予想される地域について、津波に対する避難場所、避難路の整備を図るものとする。特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。
- 国及び地方公共団体は、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。
- 国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。

1.2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、気象庁、州、県・市
関連機関	国務省、運輸省、海洋・水産省、環境省、研究・技術省、国家開発企画庁、科学技術評価応用庁、インドネシア科学研究所、通信会社、放送会社、港湾および海上輸送会社、学術研究機関、地域コミュニティ、ボランティア

- 気象庁は、迅速な津波警報等の実施のため、地震及び津波観測、解析、通信等の体制及び施設、設備の充実を図る。また、国及び地方公共団体は、迅速な津波警報等の伝達のため、伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、沖合を含む多くの地点における津波観測データを充実し、関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

1.3 国民に対する啓発

担当機関	国家教育省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、法務・人権省、運輸省、通信・情報省、保健省、社会省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、放送会社、新聞社、学術研究機関、地域コミュニティ、ボランティア

- 特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、国及び地方公共団体は、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。
- 地方公共団体は、避難に適切な場所、避難路を指定するとともに、統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに、高齢者、障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し、浸水予測地図等を作成するとともに、当該浸水予測図に基づいて避難地、避難路等を示

す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。また、国〔国家防災庁等〕は、津波の危険性のある区域において、浸水予測図や、津波避難計画の作成支援、津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により、津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。

- 国，地方公共団体は，積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

第2節 災害応急対策

2.1 災害発生直前の対策

担当機関	国家防災庁、気象庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、科学技術評価応用庁、放送会社、新聞社、医療機関、地域コミュニティ

- 気象庁は、地震の発生後迅速に津波の可能性を判定、津波警報を実施するものとする。国、地方公共団体及び放送事業者等は、津波警報等を迅速かつ正確に住民、釣り人、観光客、船舶等に伝達するものとする。
- 地方公共団体は、強い地震又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。
- 地方公共団体は自主防災組織等を出動させ、防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど、緊急対策を行うものとする。

第3編: 風水害対策編

第1章: 災害予防

第1節 風水害に強い国づくり, まちづくり

- 国及び地方公共団体は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い国づくり, まちづくりを行うものとする。

1.1 風水害に強い国づくり

担当機関	公共事業省、運輸省、通信・情報省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 国は、国土形成計画等の総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、豪雨、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から国土並びに国民の生命及び財産を保護することに十分配慮するものとする。
- 国及び地方公共団体は、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、環境や景観へも配慮するものとする。

1) 主要交通・通信機能強化

- 国、公共機関及び地方公共団体は、主要な鉄道、道路、港湾、空港等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、ネットワークの充実を含む風水害に対する安全性の確保に努めるものとする。

2) 首都の防災性の向上

- 国及び首都圏を構成する地方公共団体は、首都圏の果たす中枢機能の重要性にかんがみ、首都圏における都市防災構造化対策等防災対策を推進するものとする。

3) 風水害に強い国土の形成

- 国〔公共事業省、農業省、林業省〕及び地方公共団体は、風水害に強い国土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。
- 河川については、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、整備を推進する。また、都市地域では、水害実績等を踏まえ、流域内の大河川、中小河川、下水道、内水域等それぞれの水害規模、影響等を想定した上で、流域全体の河川、下水道の管理者等が連携し、効果的な治水対策に努めるものとする。
- ひとたび発生すると壊滅的な被害になることが多い土砂災害について、その対策を推進する。
- 既往最大規模等の高潮(高潮偏差、波浪を含む。)に対応できる海岸保全施設の整備を推進する。
- 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。また、山地災害の発生を防止するため森林の造成を図る。
- 国〔環境省、公共事業省、農業省、工業省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として、地下水汲み上げの規制の実施及び代替工業用水道の建設の促進、地盤沈下による内水被害の発生、堤防高の低下等に対応するための排水機場、水門等の設置、堤防のかさ上げ等の整備等を行うものとする。

1.2 風水害に強いまちづくり

担当機関	公共事業省、国家開発企画庁、国家防災庁
関連機関	国民住宅省、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社

1) 風水害に強いまちの形成

- 地方公共団体は、洪水、高潮、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

- 国及び地方公共団体は、避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、防災拠点施設等の浸水防止機能確保に努めるものとする。
- 公共事業省、運輸省及び地方公共団体は、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、河川等における災害時の緊急対応を効率的に行えるようにするため、必要に応じて河川管理用進入路、水防拠点等の施設の整備に努めるものとする。
- 国〔公共事業省、農業省〕及び地方公共団体は、下記の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。
 - 公共事業省及び地方公共団体は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとする等、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
 - 公共事業省及び地方公共団体は、河川、下水道について築堤、河床掘削等の河道の整備、遊水池、放水路、雨水渠等の建設、内水排除施設の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等洪水被害の軽減に努めるものとする。
 - 公共事業省及び地方公共団体は、我が国の中枢である大都市の中心部等を洪水氾濫による壊滅的な被害から守るための堤防を整備する等、超過洪水対策を推進する。
 - 公共事業省及び地方公共団体は、防災調整池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて実施することにより、流域の保水・遊水機能が確保されるよう措置する。
 - 公共事業省及び地方公共団体は国の協力を得て、都市の浸水常襲地帯における微地形把握等の基礎調査や、ハザードマップの作成に必要な浸水予測シミュレーション、内水浸水シミュレーション等を行い、これらの情報の関係機関等への提供に努めるものとする。
 - 公共事業省及び州は、河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係県・市の長に通知するものとする。
 - 県・市は浸水想定区域の指定のあったときは、県・市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。

- 県・市は、県・市地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 浸水想定区域をその区域に含む県・市の長は、1) 県・市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法 2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに 3) 浸水想定区域内の地下街等及び主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものの名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 公共事業省又は地方公共団体は、浸水実績、浸水想定区域及び浸水危険地域を公表し、安全な国土利用や耐水性建築方式の誘導、風水害時の避難体制の整備を行う。
- 公共事業省は、土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針の作成及び必要に応じて見直しを行うものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。
- 公共事業省及び地方公共団体は、高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の災害時要援護者に関連した施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等、生活防災緊急対策を推進する。
- 州は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれのある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する基礎調査を実施する。
- 州知事は、関係県・市の長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係県・市は、県・市地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

- 県・市は、県・市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- 土砂災害警戒区域をその区域に含む県・市の長は、県・市地域防災計画に基づき、1)土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- 州知事は、関係県・市の長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講ずるものとする。
 - (a) 住宅宅地分譲地，社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
 - (b) 建築基準法に基づく建築物の構造規制
 - (c) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
 - (d) 勧告による移転者への融資，資金の確保
- 国及び地方公共団体は、高潮災害のおそれのある区域について、それぞれ必要に応じて、各沿岸地域の自然特性，社会経済特性等の現状を把握するための基礎調査を行い、高潮による浸水が想定される区域を明らかにし、施設整備，警戒避難体制等が有機的に連携した高潮防災対策を推進する。農業省及び地方公共団体は、山地災害危険地区，地すべり危険箇所等における山地治山，防災林造成，地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策を推進する。
- 公共事業省、農業省及び地方公共団体は、災害に対処するため、農業用排水施設の整備，老朽ため池等の補強，低・湿地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策を推進する。
- 国〔公共事業省〕及び地方公共団体は、高潮発生の際に、被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式など，地形的条件等を考慮しつつ，海岸保全施設の整備を推進する。

2) 風水害に対する建築物の安全性の確保

- 国，地方公共団体及び施設管理者は，地下街や劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については，浸水経路や浸水形態の把握等を行い，これらの結果を踏まえ，浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

- 国及び地方公共団体は、住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の厳守の指導等に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、強風による落下物の防止対策を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、防水扉及び防水板の整備など建物や地下街等を浸水被害から守るための対策を促進するように努めるものとする。また、地下街等の管理者は、浸水被害を防止するため土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。
- 地方公共団体は、風水害の際に自力での避難が極めて困難な災害時要援護者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

3) ライフライン施設等の機能の確保

- 国、地方公共団体及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、浸水防止対策等、風水害に対する安全性の確保を図る。また、これらにおいて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。
- ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体においては、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進するものとする。

4) 災害応急対策等への備え

- 国、公共機関及び地方公共団体は、風水害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備え（第1章第2節参照）を平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るものとする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

- 風水害が発生し，又は発生するおそれがある場合には迅速かつ円滑に災害応急対策，災害復旧・復興を実施する必要がある。そのための備えとして，以下に掲げる事項を平常時より怠りなく行う必要がある。特に，県・市といった地方公共団体は，住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに，高齢者等の災害時要援護者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため，避難勧告及び避難指示のほか，一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに，災害時要援護者等，特に避難行動に時間を要する者に対して，その避難行動支援対策と対応しつつ，早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達する必要がある。

2.1 災害発生直前対策関係

担当機関	国家防災庁、県・市
関連機関	公共事業省、通信・情報省、気象庁、州

1) 警報等の伝達

- 国〔公共事業省，気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民，水防管理者等に伝達する体制を整備するものとする。

2) 住民の避難誘導體制

- 地方公共団体は，避難指示，避難勧告，避難準備情報等について，河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ，洪水，土砂災害等の災害事象の特性，収集できる情報を踏まえ，避難すべき区域や判断基準，伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し，また，避難場所，避難路をあらかじめ指定し，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。また，NGO等自主防災組織と協議し，発災時の避難誘導に係る計画を作成し，訓練を行うものとする。
- 地方公共団体は，土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ設定するとともに必要に応じ見直すよう努めるものとする。国は，この基準の設定及び見直しについて，必要な助言等を行うものとする。
- 地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者を速やかに避難誘導するため，地域住民，自主防災組織，関係団体，福祉事業者等の協力を得ながら，平常時より，

情報伝達体制の整備，災害時要援護者に関する情報の把握・共有，避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備に努めるものとする。

- 地方公共団体は，地下街等不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては，施設管理者と連携して，避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

3) 災害未然防止活動

- 公共施設管理者は，所管施設の緊急点検，応急的な復旧等の対策のための体制整備，必要な資機材の備蓄を行うものとする。また，水防管理者は，平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。
- 水防管理者は，河川の流下能力不足や堤防の断面不足，漏水の履歴，後背地の状況などから水防活動の必要性が高い区域を，水防計画書で重要水防箇所として記載するものとする。
- 国及び地方公共団体は，出水時に円滑な水防活動を実施するため日常より河川管理上支障をきたす違法駐車，放置車両に対し，関係機関と協力し必要な措置を講ずるものとする。
- 河川管理者，海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は，ダム，せき，水門等の適切な操作を行うマニュアルの作成，人材の養成を行うものとする。
- 気象庁は，発表する情報について州と連携しつつ県・市での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

2.2 情報の収集・連絡関係

担当機関	国家防災庁
関連機関	公共事業省、通信・情報省、気象庁、通信会社、放送会社、新聞社、州、県・市

1) 情報の収集・連絡体制の整備

- 気象庁は，暴風雨，集中豪雨，竜巻や突風などの動向を観測するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。また，暴風雨等による高潮の常時監視・観測を行う体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

- 国〔国家防災庁，公共事業省，気象庁，国軍、警察〕，公共機関及び地方公共団体は，雨量，出水の程度等の気象，海象，水位等の状況を観測し，これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。
- 風水害による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え，国，公共機関及び地方公共団体は，県・市，州，国その他防災機関との連絡が，相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに，その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。また，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図るものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため，情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，情報の共有化を図るため，各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し，共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。
- 国，地方公共団体は住民と連携し，土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には，その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。
- 国，地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。
- 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ，被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，国，地方公共団体は体制の整備を推進するものとする。
- 国，地方公共団体は，衛星通信，インターネットメール，SMS，防災無線等の通信手段を整備する等により，民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努めるものとする。
- 国〔気象庁，公共事業省〕及び地方公共団体は，関係機関の協力を得て，1)雨量，水位等風水害に関する情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り，2)関係行政機関はもとより，報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。また，地方公共団体は，高齢者，障害者等の災害時要援護者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。

- 国家防災庁、通信・情報省および地方公共団体は、非常時の確実な情報伝達を確保するため、多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。
- 国〔公共事業省〕および地方公共団体は、1)河川・水路の水位情報、流域の浸水情報、道路の冠水情報等を把握するとともに、2)水門、排水機場等の河川管理施設や水文観測所等のデータの収集、3)関係機関および住民への情報提供等を行なうためのシステムの構築に努めるものとする。
- 国〔気象庁〕及び地方公共団体は、住民、海岸利用者等へ高潮に関する情報を伝達する体制の整備に努めるものとする。

2) 情報の分析整理

- 国、地方公共団体は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ災害対策を支援する地理情報システムの構築についても推進を図るものとする。また、国等においてはそれらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化について、その推進に努めるものとする。

3) 通信手段の確保

- 国、地方公共団体及び電気通信事業者等は、災害時における情報通信の重要性にかんがみ、災害時の通信手段の確保のため、1) 情報通信施設の風水害に対する安全性の確保及び停電対策、2) 情報通信施設の危険分散、3) 通信路の多ルート化、4) 通信ケーブルの地中化の促進、5) 無線を利用したバックアップ対策、6) デジタル化の促進等による防災対策の推進に努める。また、災害時通信技術及び周波数有効利用技術の研究開発の推進等を図るものとする。
- 国及び地方公共団体等は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。
- 国、地方公共団体等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保に努めるものとし、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点を十分考慮すること。
 - 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携の確保を図ること。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保すること。

- 災害に強い伝送路を構築するため、1)有・無線系，地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び2)関連装置の二重化の推進を図ること。
- 画像等の大容量データの通信を可能とするため，国，地方公共団体のネットワークのデジタル化を推進するとともに，全国的な大容量通信ネットワークの体系的な整備を図ること。
- 非常災害時の通信の確保を図るため，1)平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに，2)非常通信の取扱い，機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加すること。移動通信系の運用においては，通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため，あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図ること。
- 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施すること。
- 災害時に有効な，携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信，業務用移動通信，アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備しておくこと。なお，アマチュア無線の活用は，ボランティアという性格に配慮すること。
- 被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム等により収集し，迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。また，収集された映像情報を防災関係機関へ配信するための通信網の整備を図ること。
- 国（通信・情報省）は，災害時優先電話，災害用伝言ダイヤルの整備・普及に努めること。
- 情報通信手段の施設については，平常時より管理・運用体制を構築しておくこと。
- 国家防災庁は，災害情報が大統領官邸及び非常災害本部等を含む防災関係機関に伝達されるよう中央防災通信網の整備・拡充等伝送路の確保に努めること。

2.3 災害応急体制の整備関係

<p>担当機関</p>	<p>国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市</p>
<p>関連機関</p>	<p>国務省、公共事業省、保健省、社会省、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、石油会社、医療機関</p>

1) 職員の体制

- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、1) 参集基準の明確化、2) 連絡手段の確保、3) 参集手段の確保、4) 参集職員の宿舍の職場近傍での確保、5) 携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討すること。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう、訓練等の実施に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。
- 国、地方公共団体は、地域の防災力の充実させる観点から、専門的な人材の確保する上で必要な訓練を実施することが必要である。よって、国の研修機関等及び地域の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携など人材育成を体系的に図る仕組みを構築する。

2) 防災関係機関相互の連携体制

- 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、国、公共機関、地方公共団体は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。
- 国家・地方警察及び国軍は、緊急かつ広域的な救助活動等を行うための広域緊急援助隊の整備を図るものとする。
- 消防及び地方公共団体は、消防の応援について近隣市・県による協定の締結を促進する等消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体等は、食料、水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実を図るものとする。
- 国及び地方公共団体等は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・国軍等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。

- 地方公共団体は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び平常時から災害時要援護者と接している福祉関係者と協力して、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難支援の体制を整備し、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

3) 州と国軍との連携体制

- 州と国軍は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、平常時から連携体制の強化を図るものとする。その際、国軍の災害派遣活動が円滑に行えるよう、適切な役割分担を図るとともに相互の情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等に努めるものとする。
- 州は、国軍への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくものとする。
- 州は、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、国軍への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、国軍に連絡しておくものとする。

4) 防災中枢機能等の確保，充実

- 国、公共機関及び地方公共団体は、土砂災害の危険箇所等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び浸水対策等の強化と、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制を整備しておくことにも配慮する。
- 国、公共機関、地方公共団体及び救急医療を行う医療機関等災害応急対策に係る機関は、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能なものとするよう努めるものとする。
- 国は地方公共団体と協力して、風水害に対し迅速かつ的確に対応できるよう、広域的な防災の連携の方策について検討するものとする。
- 国〔公共事業省〕及び地方公共団体は、道路、河川沿い、海岸隣接部及び港湾・漁港に防災拠点の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は、災害時には地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。

2.4 救助・救急及び医療活動関係

担当機関	保健省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、州、医療機関、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、石油会社

- 国，地方公共団体及び医療関係機関等は，発災時における救助・救急及び医療に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ，通信手段の確保等を図るものとする。
- 国，地方公共団体及び医療機関は，災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために，広域災害・救急医療情報システムの整備に努めるものとする。

(1) 救助・救急活動関係

- 地方公共団体は，緊急対応時に必要な車両（例えば、救助工作車、救急車、照明車等）および応急措置に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。
- 国〔国軍、警察、海軍〕においても，救助用資機材の整備を推進するものとする。
- 国家捜索・救助省及び地方公共団体は，大規模・特殊災害に対応するため，高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに，先端技術による高度な技術の開発に努めるものとする。
- 救助・救急関係省庁〔国軍、警察、海軍、国家捜索・救助省〕は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

2) 医療活動関係

- 国〔保健省〕，インドネシア赤十字及び地方公共団体は，負傷者が多人数にのぼる場合を想定し，応急救護用医薬品，医療資機材等の備蓄に努めるものとする。また，地域の実情に応じて，災害時における拠点医療施設を選定するなど，災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は，あらかじめ，消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに，医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

- 国は、1)災害時の医療関係者の役割、2)トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、および 3) 災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進するものとする。
- 国は、災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チームに参加する、医師、看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

2.5 緊急輸送活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁、石油会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、

- 地方公共団体は、災害発生時の緊急輸送活動のために、多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき輸送施設(道路、港湾、漁港、飛行場等)及び輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）について把握するものとする。また、国及び地方公共団体は、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。
- 地方公共団体は、施設の管理者と連携をとりつつ、あらかじめ、臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定する。同時に、これらの場所を災害時において有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるものとする。また、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ当該地に備蓄するよう努めるものとする。
- 国〔公共事業省、運輸省〕及び地方公共団体は、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設及び輸送拠点については、特に風水害に対する安全性の確保に配慮するものとする。
- 警察及び地方公共団体等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について風水害に対する安全性の確保を図るとともに、災害時の道路交通管理体制を整備するものとする。また、州・県・市警察は、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努めるものとする。

- 国家警察及び州・県・市警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。
- 国家警察及び州・県・市警察は、広域的な交通管理体制を整備するものとする。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び港湾管理者は、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努めるものとする。
- 国及び地方公共団体は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。

2.6 避難収容活動関係

担当機関	公共事業省、社会省、国家防災庁、県・市
関連機関	運輸省、保健省、国民住宅省、州、地域コミュニティ、住民

1) 避難場所

- 地方公共団体は都市公園、公民館、学校等の公共施設を避難場所として、地区の人口、避難区域、地形条件等、更に洪水や災害の無い安全な場所に配慮して事前に指定しておくものとする。必要となる避難場所数、規模等についても施設管理者の同意を得て指定しておくものとする。地方公共団体は避難場所について住民に周知しておく。避難場所として指定された建物の換気、照明等避難生活の環境を良好に保つために整備を行うものとする。
- 地方公共団体は避難所で必要な設備として、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、通信機器等を整備しておくものとし、また高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者の避難に必要な施設・設備の整備を行うものとする。さらに、地方公共団体は被災者用のテレビ、ラジオ等の災害情報入手のための機材を整備するものとする。
- 地方公共団体は食料、飲料水、発電機、医薬品、焚きだし用具、毛布等の緊急備蓄を指定された避難場所あるいは、その近くに準備しておく事に努める。
- 地方公共団体は住民に対し、事前に避難場所の運営、管理に必要な知識の周知に努めるものとする。

2) 応急仮設住宅

- 国及び地方公共団体は仮設住宅用の資機材供給に関わる情報収集を行い、企業との連携を図りながら、あらかじめ資機材調達、供給体制を整備しておくものとする。
- 国及び地方公共団体は、仮設住宅用の用地情報に関して、洪水や高潮、土砂災害等の無い安全な場所について把握し、同時に供給体制を整備しておくものとする。
- 地方公共団体は災害発生時、被災者用に必要な利用可能な公共住宅や空き家についての情報収集に努め、迅速に斡旋できるよう、体制整備をおこなうものとする。

2.7 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動関係

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	インドネシア赤十字、水道会社、石油会社、医療機関

- 地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。
- 国〔社会省、保健省、公共事業省、通信・情報省〕は、食料、水及び医薬品等生活必需品並びに通信機器等の物資の備蓄体制の整備を行うものとする。
- 国及び地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。
- 国〔社会省〕は下記の物資について、調達体制の整備に特段の配慮をすることとし、その調達可能量については毎年度調査するものとする。

食料・・・精米、即席ラーメン、ビスケット、パン、缶詰、育児用調整粉乳

生活必需品・・・下着、毛布、作業着、タオル、エンジン発動機、卓上コンロ、ポンベ

2.8 施設、設備の応急復旧活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、州、県・市
関連機関	国民住宅省、国軍（陸・海・空）、警察、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社

- 国及び地方公共団体、公共機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制を強化することとする。
- ライフライン事業者は、風水害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給についてあらかじめ計画を作成しておくものとする。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域応援体制の整備に努めるものとする。

2.9 被災者等への的確な情報伝達活動関係

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、放送会社、州、県・市
関連機関	気象庁、新聞社

- 地方公共団体は、被災者等への情報伝達手段として、特に県・市防災行政無線の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、災害時要援護者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、災害時要援護者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- 国、地方公共団体は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、その際の役割・責任等の明確化に努めるものとする。
- 国等は、発生後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

- 国、地方公共団体及び放送事業者等は気象、海象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設設備の整備を図るものとする。
- 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。
- 国、地方公共団体等は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、関係機関の協力を得て、雨量、水位、水質、潮位等の河川情報及び、土砂災害、高潮に関する情報等の収集、処理、加工、伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに、リアルタイムで整理、提供する広域的な情報共有ネットワークの構築に努めるものとする。
- 農業省は、ため池決壊等の農地災害予測及び情報連絡システム整備を推進するものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、関連機関の協力を得て、公的施設、各家庭へのきめ細かな河川情報、土砂災害、高潮に関する情報等の提供に努めるものとする。

2.10 二次災害防止活動関係

担当機関	公共事業省、運輸省、エネルギー・鉱業資源省、県・市
関連機関	国家防災庁、電力会社、水道会社、ガス会社、州

1) 洪水災害と被害拡大防止

- 水防管理者は河川または海岸ごとの重要水防区域について具体的な水防工法を検討しておくものとする。
- 公共事業省と地方公共団体は洪水災害に応急対処するために必要な資機材を備蓄しておくものとする。資機材を確保するために、あらかじめ関係民間業界と協力合意を得ておくものとする。
- 国及び地方公共団体は浸水被害拡大を防止するために移動式排水ポンプを備えておくものとする。

2) 土砂災害防止と被害拡大の防止

- 国及び地方公共団体は豪雨による土砂災害を迅速に調査できる専門家のトレーニングを推進し専門家の登録を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は土砂災害発生と被害拡大を防止するための資機材を備蓄するものとする。また、防止対策実施のための体制を整備するものとする。

2.11 海外からの支援の受入れ活動関係

担当機関	外務省、国家開発企画庁、国家防災庁
関連機関	財務省、インドネシア赤十字、州、県・市

- 外国援助の受け入れに関しては、政府が個々の援助機関の状況についてあらかじめ情報収集するものとし、到着時期や被災地に最小の負担で実施できる、自己完結型の援助活動であるかどうか等の検討をしておくものとする。
- 国はあらかじめ外国援助について受け入れ可能分野を検討し対応戦略を検討しておくものとする。
- 国はあらかじめ外国援助受け入れ手順を検討しておくものとする。

2.12 防災関係機関の防災訓練の実施

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、運輸省、国家教育省、通信・情報省、保健省、社会省、研究・技術省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、放送会社、新聞社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関、学術研究機関、企業管理者、地域コミュニティ、住民

1) 国における防災訓練の実施

- 国は、公共機関及び地方公共団体等と連携を強化し、大規模な風水災害を想定した防災訓練・水防演習を積極的に実施するものとする。
- 国は、情報の収集、伝達訓練の充実を図るとともに、被災地方公共団体が国に対して行う各種の救援要請に関し機動力を生かした広域的な災害応急対策訓練、及び現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとする。

2) 地方における防災訓練の実施

- 地方公共団体及び公共機関等は、国家捜索・救助庁、警察、国軍等国の機関とも協力し、また、水防協力団体、自主防災組織、通信・情報省、民間企業、ボランティア団体及び災害時要援護者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施するものとする。

3) 実践的な訓練の実施と事後評価

- 国、地方公共団体及び公共機関が訓練を行うに当たっては、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫すること。
- 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うこと。

2.13 災害復旧・復興への備え

担当機関	公共事業省、保健省、工業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、財務省、通信・情報省、社会省、国民住宅省、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、企業管理者、地域コミュニティ、住民

1) 各種データの整備保全

- 国及び地方公共団体は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備しておくものとする。
 - 各種データの総合的な整備保全(地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備)
 - 不動産登記の保全等
- 公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。
- 国〔国務省、工業省〕は、地域産業の復興の円滑化のため、耐災害性の高い情報通信システムの実現のための調査を行い、企業情報通信システムのバックアップ体制の整備の促進等を図るものとする。

2) 復興対策の研究

- 関係機関は、災害からの復興について研究を進めることとし、これらは、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、並びに復興資金の負担のあり方等に及ぶものとする。
- 国家防災庁は、被災地方公共団体が復興計画を作成するための指針となる災害復興マニュアルの整備について研究を行うものとする。

第3節 国民の防災活動の促進

3.1 防災文化の推進，徹底

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり，国民はその自覚を持ち，平常時より，災害に対する備えを心がけるとともに，発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また，災害時には，初期消火を行う，近隣の負傷者，災害時要援護者を助ける，避難場所で自ら活動する，あるいは，国，公共機関，地方公共団体、NGO 等が行っている防災活動に協力するなど，防災への寄与に努めることが求められる。このため，国，公共機関、地方公共団体は，自主防災思想の普及，徹底を図るものとする。

3.2 防災知識の普及，訓練

担当機関	公共事業省、国家教育省、国家防災庁、気象庁、州、県・市、学術研究機関
関連機関	エネルギー・鉱業資源省、国防省、社会省、研究・技術省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア科学研究所、インドネシア赤十字、放送会社、新聞社

1) 防災知識の普及

- 国，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，風水害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに，2～3日分の食料，飲料水等の備蓄，非常持出品（救急箱，懐中電灯，ラジオ，乾電池等）の準備等家庭での予防・安全対策，注意報・警報実施時や避難勧告等は発表時にとるべき行動，避難場所での行動等防災知識の普及，啓発を図るものとする。また，災害時の家族内の連絡体制の確保を促すものとする。

- 国及び地方公共団体は、被害の防止、軽減の観点から早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。地方公共団体は、地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底させるとともに、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- 地方公共団体は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料を図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。また、中小河川や内水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。更に、地下街等における浸水被害を防止するため、作成した洪水ハザードマップを地下街等の管理者へ提供する。
 - 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料を図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
 - 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
 - 高潮による危険箇所や、避難場所、避難路等高潮災害の防止に関する総合的な資料として図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップや防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
 - また、地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努めるものとする。
- 地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。特に、県・市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを県・市の長に報告するとともに、公表するものとする。
- 水防管理者は、地域住民の水災に対する警戒、災害時の円滑な避難行動等に資するため、重要水防箇所を一般に周知するように努めるものとする。

- 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。また、国及び地方公共団体は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。
- 防災知識の普及にあたっては、報道機関等の協力を得るとともに、ビデオ、疑似体験装置等訴求効果の高いものを活用するものとする。
- 国〔国家防災庁および気象庁〕は、竜巻等突風の発生時の状況を住民が容易に理解ができるよう、竜巻等突風に関する情報の解説に努める。また、気象庁は報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- 国〔気象庁および公共事業省〕は、河川の洪水時の状況を住民が容易に理解ができるよう、河川情報・気象情報の解説に努め、報道機関等の協力を得て、国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。
- 国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。
- 国、地方公共団体は、地域の防災力を高めていくため、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材(副読本)の充実に努めるものとする。

2) 防災訓練の実施、指導

- 国及び地方公共団体は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的に防災訓練を実施するものとする。
- 地方公共団体は、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。
- 国及び地方公共団体は、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。また、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行うものとする。
- 地方公共団体は、地下街等における水災を想定し、避難誘導、関係する各組織との連携等の訓練の実施に努めるものとする。

3) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

- 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備

されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

3.3 国民の防災活動の環境整備

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国家教育省、国防省、社会省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、放送会社、新聞社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、企業管理者、地域コミュニティ、住民

1) 自主防災組織の育成強化

- 国家防災庁及び地方公共団体は、地域における防災の中核として重要な役割を果たす自主防災組織の組織化、施設・装備の充実、青年層・女性層の組織への参加促進等自主防災組織の活性化を推進し、その育成を図るものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、自主防災組織の研修・訓練や災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図るとともに、青年層・女性層の組織への参加促進等水防団の活性化を推進し、その育成、強化を図るものとする。
- 地方公共団体は、自主防災組織の育成、強化を図るものとする。このため、組織の核となるリーダーに対して研修を実施するなどにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- 国家防災庁及び地方公共団体は平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

2) 防災ボランティア活動の環境整備

- 地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国及び地方公共団体は、インドネシア赤十字、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その

活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

3) 企業防災の促進

- 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。
- このため、国及び地方公共団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。さらに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、地方公共団体は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

第4節 風水害及び風水害対策に関する研究及び観測等の推進

担当機関	科学技術評価応用庁、インドネシア科学研究所、学術研究機関
関連機関	公共事業省、国家防災庁、気象庁、州、県・市

1) 風水害及び風水害対策に関する研究の推進

- 国は、防災に係る見地から、風水害及び風水害対策に関する科学技術及び研究の振興を図る。この際、海外研究機関を含む研究機関間はもとより、研究機関と行政機関との連携を推進し、防災施策に生かしていくものとする。
- 国は 1) 風水害対策に資する基本的なデータの集積、2) 各種試験研究施設・設備の充実・整備、3) 研究所や大学等における防災研究の推進、および 4) 防災技術の研究開発の推進、を図るものとする。
- 研究機関は、風水害に関する観測研究の成果が、災害危険区域の指定をはじめとする防災体制の強化に資するよう、国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するものとする。

2) 予測、観測の充実・強化等

- 国〔気象庁等〕及び地方公共団体は雨量、水位等の観測体制、施設の充実・強化等を図るものとする。
- 気象庁は、気象予測の高度化を図る。特に、降水短時間予報等 時間的・地域的に細分化した大雨予測技術や竜巻等突風予測技術の精度向上を行うものとする。
- 国〔気象庁、公共事業省〕及び州は、先行降雨等を考慮した地滑り、土石流、がけ崩れ等の予測技術の開発・精度向上を図るものとする。
- 公共事業省及び州は、河川水位等の予測のため最新の資料・技術等を活用した予測システムの開発・実用化を図るものとする。

3) 社会学的研究等の推進

- 研究分野は、暴風雨や災害の発生等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず、社会学的研究（災害時の人間行動や情報伝達など）などの応用分野についても積極的に取り込むものとする。
- 風水害により被災した施設の管理者は、既往の被災事例等を参考に、被災原因の分析、資料収集等を行い、必要に応じ国又は地方公共団体に報告する。国又は地方公共団体は、この報告を受け、又は自ら被災原因の分析等を行い、必要に応じ、基準の改訂、責任の明確化等適切な措置を講ずる。

第2章：災害応急対策

- 風水害による被害を軽減するためには、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する災害時要援護者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、県・市があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。
- 応急対策の実施については、住民に最も身近な行政主体として第1次的には県・市があたり、州は広域にわたり総合的な処理を必要とするものにあたる。また、地方公共団体の対応能力を超えるような大規模災害の場合には、国が積極的に応急対策を支援するものとする。
- 風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、応急収容、必要な生活支援（食料、水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

第1節 災害発生直前の対策

- 風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性のある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等災害発生直前の対策が極めて重要である。

1.1 風水害に関する警報等の伝達

担当機関	国務省、公共事業省、警察、気象庁、州、県・市
関連機関	通信・情報省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、科学技術評価応用庁、放送会社、新聞社、地域コミュニティ

- 気象庁は、災害が発生する可能性がある場合には、風、降雨等の気象状況及びその警報、注意報やその補完的な情報を、報道機関等の協力を求めて住民等に周知する。
- 気象庁は、迅速な水防活動の立ち上がりを支援するために、降水短時間予報等の雨量予報情報の情報提供に努めるものとする。
- 気象庁は、竜巻等突風による被害の軽減に資するために、竜巻等突風に関する予測情報の提供に努めるものとする。
- 国〔気象庁、公共事業省、海軍〕及び地方公共団体は、被害を及ぼす可能性のある洪水、高潮等の状況を把握し、予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて住民に対し速やかに伝達するものとする。その際、対象者に漏れなく、災害時要援護者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。
- 公共事業省及び州は、洪水等により水防上必要がある場合には水防警報を水防管理者に伝達し、これに基づき自主防災組織、国軍等が出動等を行うものとする。
- 気象庁と公共事業省は共同して、2以上の州にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により国民経済上重大な損害が生ずるおそれがある河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示してその状況を関係州知事に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。また、州知事は、この通知を受けた場合は、直ちに州の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、受けた通知に係る事項を通知するものとする。

- 気象庁と州は共同して、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川において、洪水のおそれがあるときは、水位又は流量を示してその状況を直ちに州の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知するものとする。
- 気象庁と州は共同して、大雨による土砂災害の危険度が高まったときに、県・市の長が防災活動の実施や住民等への避難勧告等の発令を適時適切に判断することができるよう、土砂災害警戒情報を作成・発表し、県・市の長に通知するよう努めるものとする。また、公共事業省及び気象庁は、地方公共団体等が土砂災害警戒情報を活用した警戒避難体制を構築するよう働きかけるものとする。

1.2 住民の避難誘導

担当機関	国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁、国家捜索・救助庁、地域コミュニティ

- 地方公共団体は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者、自主防災組織等と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。
- 地方公共団体は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ避難場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難場所として開設する。
- 住民への避難勧告等の伝達に当たっては県・市防災無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。
- 避難誘導に当たっては、地方公共団体は、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- また、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- 情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施に当たっては、災害時要援護者に十分配慮するよう努めるものとする。

- 避難勧告等の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

1.3 災害未然防止活動

担当機関	公共事業省、県・市
関連機関	林業省、国軍（陸・海・空）、警察、州、地域コミュニティ

- 水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施する。
- 河川管理者、海岸管理者及び農業用排水施設管理者等は、洪水、高潮の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認めるときは、あらかじめ、必要な事項を関係県・市及び警察に通知するとともに一般に周知させるものとする。
- 自主防災組織及び国軍は、河川管理者、地方公共団体と連携し、出水時に現地における迅速な水防活動を実施するため、必要に応じ水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を行なうものとする。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

- 風水害が発生した場合、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、風水害の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・連絡を迅速に行うこととするが、この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

2.1 災害情報の収集・連絡

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、国軍(陸・海・空)、警察、州、県・市
関連機関	国務省、林業省、通信・情報省、国家捜索・救助庁、放送会社、新聞社、地域コミュニティ

1) 被害規模の早期把握のための活動

- 国、地方公共団体等は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- 国〔公共事業省〕及び地方公共団体等は自主防災組織等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。
- 国〔公共事業省、警察、国軍、国家捜索・救助庁等〕及び地方公共団体は、大規模な風水害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら必要に応じ航空機による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- 国〔警察、国軍、公共事業省、国家捜索・救助庁等〕及び地方公共団体は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。
- また、被害規模を早期に把握するため、警察は現場と警察本部が行う交信情報を、国家捜索・救助庁及び地方公共団体は緊急通報が殺到する状況等の情報を、公共事業省は自主防災組織の活動や状況報告に関する情報を積極的に収集するものとする。
- 国等は、地理情報システム及びモニタリングシステム等を利用し、被害規模を早期に評価するものとする。

2) 災害発生直後の被害の第1次情報の収集・連絡

- 県・市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに州へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により州に連絡できない場合は、国家防災庁へ連絡するものとする。
- 州は、県・市等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を国家防災庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、州の警察および軍は被害に関する情報を把握し、これを国の警察／国軍に連絡する。
- 警察、国軍、国家捜索・救助庁及び指定公共機関等は、被害規模に関する概括的な情報等を国家防災庁に連絡し、国家防災庁は被害規模を迅速に把握するとともに、これらを速やかに大統領官邸及び関係機関に連絡する。
- 大規模な風水害が発生した場合には、必要に応じ関係省庁〔国家防災庁、警察、国軍、国家捜索・救助庁等〕及び民間公共機関等は被害の第1次情報を速やかに大統領官邸に連絡する。
- 大規模な風水害が発生した場合には、官邸において、関係省庁等幹部による緊急参集チームが情報の集約等を行う。この場合、必要に応じ、官邸から州や県・市の被害状況の確認を行う。

3) 一般被害情報等の収集・連絡

- 地方公共団体は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ国軍、国家捜索・救助庁及び関係省庁に連絡する。国軍はこれを大統領官邸及び国家防災庁に連絡し、非常本部等の設置後はこれを非常本部等に連絡する。
- 指定公共機関は、その業務に係る被害情報を収集し、これを直接又は関係指定行政機関等を通じて大統領官邸、国家防災庁、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 指定行政機関は、その所掌事務に係る被害情報を収集し、これを必要に応じて大統領官邸、国家防災庁、関係省庁に連絡する。また、非常本部等の設置後は、これを非常本部等に連絡する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した被害情報を必要に応じ大統領に報告する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した被害情報を共有するために、指定行政機関、指定公共機関に連絡する。

- 非常本部等は、収集した被害情報を州に連絡する。

4) 応急対策活動情報の連絡

- 県・市は、州に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、州は、自ら実施する応急対策の活動状況等を県・市に連絡する。
- 州及び公共機関は、指定行政機関を通じ、非常本部等に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡する。また、指定行政機関は、自ら実施する応急対策の活動状況を非常本部等に連絡するとともに、必要に応じ州、公共機関に連絡する。
- 国家防災庁又は非常本部等は、収集した応急対策活動情報を、必要に応じ大統領に報告する。
- 非常本部等は、収集した応急対策活動情報や非常本部等において調整された応急対策活動情報を、必要に応じ指定行政機関及び州等に連絡する。
- 関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

2.2 通信手段の確保

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	林業省、通信会社

- 災害発生直後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。このため、必要に応じ、
- 国、公共機関及び地方公共団体は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに通信・情報省に連絡するものとし、通信・情報省は通信の確保に必要な措置を講ずる。
- 国〔警察、国軍〕、地方公共団体及び電気通信事業者は、携帯電話等、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。
- 電気通信事業者は、災害時における国及び地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

- 通信・情報省は、緊急時において重要通信を確保するため、通信システムの被災状況等を迅速に把握し、活用可能な通信システムを重要通信に充てるための調整を円滑に行うものとする。
- 国，地方公共団体等は、災害時の無線局運用時における通信輻輳により生じる混信等の対策のため通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し，通信統制を行う等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

第3節 活動体制の確立

- 第1・2節により収集・連絡された情報に基づく判断により、関係機関は自らの又は他機関と連携をとった応急対策の実施体制をとる。また、国においては、必要に応じ、災害対策関係省庁連絡会議の開催，緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、非常災害対策本部等を設置する。

3.1 地方公共団体の活動体制

担当機関	州、県・市
関連機関	国家防災庁

- 地方公共団体は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置，現地災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 地方公共団体は、指定行政機関，公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- 地方公共団体は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，高齢者，障害者等の災害時要援護者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。

3.2 広域的な応援体制

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	

- 地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、大規模な風水害が発生した時は、被災地以外の地方公共団体は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

3.3 国家防災庁，指定行政機関，公共機関の活動体制

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	宗教省、国務省、外務省、公共事業省、運輸省、財務省、エネルギー・鉱業資源省、通信・情報省、保健省、国防省、貿易省、社会省、国営企業省、国民住宅省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、ガス会社、通信会社、石油会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、医療機関、地域コミュニティ、住民

- 国家防災庁は、大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、必要に応じ、非常災害対策本部を設置し、情報の集約，大統領への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての早急な初動措置の総合調整を集中的に行う。
- 指定行政機関及び公共機関は，災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
- 指定行政機関及び公共機関は，機関相互間，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
- ライフライン事業者については，必要に応じ，応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努めるものとする。

3.4 災害対策関係省庁連絡会議の開催等

担当機関	国家防災庁
関連機関	

- 大規模な風水害発生時には，気象，水象及び被害の第1次情報についての確認，共有化，応急対策の調整等を行うため，必要に応じて災害対策関係省庁連絡会議を開催するものとする。

- 災害対策関係省庁は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、担当者より成る調査団を現地に派遣するものとする。

3.5 緊急参集チームの参集及び関係閣僚協議の実施

担当機関	国家防災庁
関連機関	

- 大規模な風水害の発生のおそれがある場合又は発生した場合、国家防災庁は緊急参集チームを非常災害対策本部に参集させ、政府としての初動措置に関する情報の集約等を行う。
- 必要に応じ、政府としての基本的対処方針、対処体制、その他の対処に係る重要事項について協議するため、国家防災庁長官は大統領及び関係閣僚との緊急協議を行う。

3.6 非常災害対策本部等の設置等

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、保健省、社会省、国軍（陸・海・空）、警察、気象庁、インドネシア赤十字

1) 非常災害対策本部の設置と活動体制

- 収集された情報により大規模な被害が発生していると認められたときは、国家防災庁は直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。
- 非常災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国家防災庁は、速やかに別に定める申合せにより所要の手続きを行い、非常災害対策本部の設置等を行うものとする。非常災害対策本部及びその事務局の設置場所は、原則として国家防災庁舎とする。
- 非常災害対策本部員（現地対策本部員を除く）は、国家防災庁および関係省庁の局長級職員で構成する。

- 非常災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 非常災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、国家防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

2) 緊急災害対策本部の設置と活動体制

- 収集された情報により著しく異常かつ激甚な被害が発生していると認められたときは、国家防災庁は直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。
- 緊急災害対策本部の設置方針が決定されたときは、国家防災庁は、速やかに必要な手続きを行うなど、緊急災害対策本部の設置等を行うものとする。
- 緊急災害対策本部及びその事務局の設置場所は、国家防災庁内とする。ただし、国家防災庁の建物が被災により使用不能である場合には国軍庁舎内、国軍の建物が被災により使用不能である場合には警察庁舎内、警察の建物が被災により使用不能である場合にはジャカルタ郊外の適切な建物とする。
- 国家防災庁は、国家防災庁の建物が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部及び事務局の設置場所を速やかに関係行政機関に連絡するものとする。
- 緊急災害対策本部長は、災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、関係指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関に対し、必要な指示をするものとする。
- 緊急災害対策本部の事務局は、地震被害の程度に応じ体制を強化し、別に定める申合せにより、国家防災庁及び関係省庁の職員により分野別の班を設け災害応急対策の総合調整に関する活動等を実施する。

3) 災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置

- 収集された情報により国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼす激甚な被害が発生していると認められたときは、直ちに大統領は災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置(既に設置されている場合を除く。)を行うものとする。

4) 非常災害対策本部等の調査団等の派遣、現地対策本部の設置

- 非常本部等は、被災現地の状況を把握し、応急対策の迅速かつ的確な実施に資するため、必要に応じ、政府調査団の派遣を行うとともに、指定地方行政機関、地方公

共団体等の各機関が実施する災害応急対策の総合調整に関する事務のうち、現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には、現地対策本部の設置を行うものとする。

- また、必要に応じ、政府調査団に先立ち、ヘリコプター等により緊急に担当官を現地に派遣するものとする。
- 現地対策本部長は原則として国家防災庁副長官とし、現地対策本部員は、関係省庁局長級職員によって構成されるものとする。
- 現地対策本部員等予定者は、国軍のヘリコプター等により政府調査団のメンバー等として現地に派遣され、そのまま現地対策本部員等として現地対策本部に常駐し、被災地方公共団体と連絡調整を図りつつ政府が実施する対策を処理するとともに、地方公共団体の災害対策本部が行う災害対策に対して、支援、協力等を行うものとする。

3.7 国軍/警察の災害派遣

担当機関	国軍(陸・海・空)、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁

- 州知事は、国軍/警察の派遣要請の必要性を地震の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。
- 県知事、市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、州知事に対し国軍/警察の派遣要請をするよう求めるものとする。
- 国軍/警察は、州知事から要請を受けたときは要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。
- 県知事、市長は、通信の途絶等により州知事に対し国軍/警察の派遣要請をするよう要求できない場合には、その旨及びその県、市の地域の災害の状況を国軍/警察に通知するものとする。この通知をしたときは、速やかにその旨を国軍/警察から州知事に通知するものとする。
- 要請を受けて行う災害派遣以外の国軍/警察の他の措置として、大規模な地震が発生した場合の情報収集のための部隊等の派遣、通信の途絶等により州と連絡が不可能である場合や県知事や市長からの通知を受けた場合等における人命救助のため

の部隊等の派遣等，地震による災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要する時には，要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

- 国軍/警察が災害派遣時に実施する救援活動の内容は，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等によって異なるが，通常，被害状況の把握，避難の援助，遭難者等の捜索救助，水防活動，消防活動，道路又は水路の啓開，応急医療・救護・防疫，人員及び物資の緊急輸送，炊飯及び給水，救援物資の無償貸与又は譲与，危険物の保安及び除去等を実施するものとする。

第4節 救助・救急及び医療活動

4.1 救助・救急活動

担当機関	保健省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、インドネシア赤十字、州、県・市、地域コミュニティ、住民、ボランティア
関連機関	運輸省

- 災害発生後、被災者に対する救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対して必要な医療活動を行うことは、生命・身体の安全確保のための優先的課題である。

1) 住民及び自主防災組織の役割

- 住民および自主防災組織は、自主的に被災者の救急・救助活動を行う一方、救助・救急活動を行っている各機関との協調を行うこととする。

2) 被災地方公共団体による救助・救急活動

- 被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うと共に被災状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の非常本部等、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請するものとする。

3) 被災地以外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

- 被災地以外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。
- 非常本部等は、国家捜索・救助庁、保健省、警察、国軍などに対し、必要に応じて応援を依頼する。
- 非常本部等又は現地対策本部は、必要に応じ、又は各機関の要請に基づき、保健省、国軍等の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。
- 警察は、必要に応じて、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。

- 国家捜索・救助庁は、必要に応じて、広域緊急援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとるものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は非常本部等の依頼に基づき、救助・救急活動を行うものとする。
- 国家捜索・救助庁、および海軍は、海上における災害に関わる救急救助活動を行うものとし、更に可能な場合は必要に応じて、又は非常本部等の依頼等に基づき、被災地方公共団体の活動を支援するものとする。

4) 資機材等の調達等

- 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。
- 国および地方公共団体は、必要に応じて、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うこととする。

4.2 医療活動

担当機関	保健省、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、医療機関、州、県・市
関連機関	国家防災庁

1) 被災地域内の医療機関による医療活動

- 被災地方公共団体は、自らの公的医療機関において医療活動を行うとともに、必要に応じて、その区域内の民間医療機関に対しても、医療活動の協力を求めるものとする。
- 国（保健省、国軍）及び赤十字は、被災地域内の国立病院、クリニック、国立大学病院、国軍の病院、赤十字病院等において医療活動を行うものとする。
- 被災地域内の医療機関等は、病院建物、医療設備の被害の応急復旧を実施し、必要に応じて、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行うものとする。
- 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、救護班を派遣するよう努めるものとする。

- 現地対策本部は、必要に応じ、または被災地方公共団体の要請に基づき、救護班派遣計画の作成など医療活動の総合調整を行うものとする。
- 国、地方公共団体及び医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

2) 被災地域外からの救護班の派遣

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、速やかに医療関係機関又は非常本部等に対し、救護班の派遣について要請する。
- 国（保健省）、赤十字及び被災地域外の地方公共団体は、医師を確保し救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）を編成し、必要に応じて、公的・民間医療機関双方の医療機関からの救護班・災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。
- 国軍は、要請に応じ、救護班を編成して派遣するものとする。
- 国軍及び警察は、被災地以外の県・市の救急隊等からなる救護班による応援のための措置をとるものとする。
- 救護班を編成した医療関係機関は、その旨非常本部等に報告するよう努めるものとする。
- 被災地域を含む州は、その区域内または近隣州からの救護班の派遣に係る調整を行う。さらに、活動場所の確保を図るものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、または各機関の要請に基づき、広域的な見地から、救護班の派遣に係る総合調整を行うものとする。
- 救護班の緊急輸送について、緊急輸送関係省庁〔公共事業省、運輸省、国軍、及び警察〕は、必要に応じ、又は国〔保健省〕、赤十字及び地方公共団体からの要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

3) 被災地域外での医療活動

- 被災地方公共団体は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔保健省、赤十字〕に区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。
- 広域後方医療関係機関は、必要に応じて、広域後方医療施設を選定し、その結果を非常本部等に報告するものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、又は関係機関の要請に基づき、広域後方医療活動の総合調整を行うものとする。

- 広域後方医療施設への傷病者の搬送について、緊急輸送関係省庁は、必要に応じ、又は広域後方医療関係機関若しくは地方公共団体からの要請に基づき、搬送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

- 第4節第2項に述べた救助・救急・医療活動を迅速に行うためにも、また、災害の発生防止、被害の拡大防止、さらに避難者に緊急物資を供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行う必要がある。

5.1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

担当機関	運輸省、国家防災庁
関連機関	公共事業省、警察、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、州、県・市

- 交通の確保・緊急輸送活動は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を通じて行うものとする。

1) 輸送に当たっての配慮事項

- 輸送活動を行うに当たっては、次のような事項に配慮して行う。
 - (a) 人命の安全
 - (b) 被害の拡大防止
 - (c) 災害応急対策の円滑な実施

2) 輸送対象の想定

(1) 第1段階

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (c) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- (d) 後方医療機関へ搬送する負傷者等
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(2) 第2段階

- (a) 上記第1段階の続行
- (b) 食料、水等生命の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- (a) 上記第2段階二の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (c) 生活必需品

5.2 交通の確保

担当機関	公共事業省、運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、州、県・市
関連機関	国家防災庁、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社

- 風水害発生後、特に初期段階では、使用可能な交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要があり、そのための一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

1) 非常災害対策本部等による調整等

- 交通の確保は災害応急対策の成否に関わる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものである。非常本部等は、必要に応じ、交通の確保に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、関係機関に対し報告を求め、又は必要な依頼を行うものとする。

2) 道路交通規制等

- 州・県・市の警察は、現場の警察官・関係機関等からの情報と、交通管理機材（例えば監視カメラ等）双方からの情報を利用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

- 州・県・市の警察は、緊急輸送を確保するため、一般車両の道路の利用を禁止するなど、交通規制を発災後直ちに 行う。このような、一般車両の道路の利用が規制されなくてはならない場合、近隣の州・県・市の警察との協力の下、交通規制は広域に行われる。更に、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請するものとする。更に、情報板、信号機等の交通管制施設も活用し、緊急輸送の確保に資する。
- 州・県・市の警察は、交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図るものとする。
- 州・県・市の警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による先導等を行うものとする。
- 州・県・市の警察は、緊急通行車両が円滑に通行できるよう、必要に応じて運転者等に対し措置命令等を行うものとする。
- インドネシア警察は、州・県・市の警察が行う交通規制について広域的な見地から調整を行うとともに、州・県・市の警察に対して必要に応じて指導を行うものとする。
- 交通規制に当たって、警察機関、道路管理者及び非常本部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。
- 非常本部等は、必要に応じ、又はインドネシア警察からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。
- 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め、交通関係機関へ連絡、通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

3) 道路の応急復旧等

- 公共事業省と運輸省は、1) 管理する国道について早急に被害状況を把握し、2) 障害物の除去、応急復旧等を行うとともに、3) 被災地方公共団体等他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、4) 応急復旧等を要請又は指示するものとする。その場合、緊急輸送道路の確保を最優先として応急復旧や代替路の設定等を実施する。あわせて、道路の通行規制等が行われている場合には、道路利用者に対して迅速に情報提供すること。
- 道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土運輸省等に報告し、また、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。

- 道路管理者、警察機関、消防機関及び国軍等は、路上の障害物の除去について状況に応じて協力し、必要な措置をとるものとする。
- 道路管理者は、建設業者との間に応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努めるものとする。
- 公共運輸省および運輸省は、道路の被害状況及び復旧状況等について、非常本部等に報告するものとする。

4) 航路の障害物除去等

- 公共事業省と運輸省は、開発保全航路等について、風水害発生後早急に被害状況を把握し、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告する。また、これらの省は、障害物除去、避難住民の運送、及び緊急物資の運送路の確保等の応急復旧を行うものとする。
- 港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、沈船・漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、非常本部等に報告するとともに、障害物除去等に努めるものとする。
- 海難船舶又は漂流物などにより船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、海軍はその旨を非常本部等に報告し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずる。また、船舶所有者等に対し、これらの除去やその他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じたり、勧告したりすることとする。

5) 港湾及び漁港の応急復旧等

- 港湾管理者は、港湾施設について、早急に被害状況を把握し、公共事業省と運輸省に対して被害状況を報告するものとする。また、公共事業省と運輸省及び港湾管理者は、必要に応じ応急復旧等を行うものとする。
- 漁港管理者は、漁港施設について、早急に被害状況を把握し、応急復旧を行うとともに、海洋・水産省に対して、被害状況を報告するものとする。
- 海軍は、航路標識が破損し又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努めるものとする。
- 公共事業省と運輸省及び海洋・水産省は、港湾及び漁港の被害状況及び復旧状況について非常本部等に報告するものとする。

6) 海上交通の整理等

- 海軍は、船舶の混雑が予想される海域において、船舶交通の整理・指導を必要に応じて行うものとする。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるように努めるものとする。
- 海軍は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止するものとする。
- 海軍は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

7) 飛行場等の応急復旧等

- 公共事業省と運輸省は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請するものとする。
- 空港管理者は、その管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、公共事業省と運輸省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。
- 公共事業省と運輸省、空港管理者及び非常本部等は、相互の連絡を密にして効果的な応急復旧等を行うものとする。
- 地方公共団体は、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設し、その周知徹底を図るものとする。

8) 航空管制等

- 公共事業省と運輸省は、情報収集、緊急輸送等の災害応急対策に従事する航空機を優先させる。また、災害応急活動に従事する航空機以外の航空機に対して、必要な情報を提供し、航空機の安全運航の確保を図る等災害時に即応した航空管制及び情報提供を行うものとする。

9) 鉄道交通の確保

- 公共事業省と運輸省は、鉄道の被害状況について早急に把握し、非常本部等に報告し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請するものとする。
- 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、国土運輸省に報告するとともに、応急復旧等を行うものとする。

10) 広域輸送拠点の確保

- 地方公共団体は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から広域輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

5.3 緊急輸送

担当機関	運輸省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、県・市
関連機関	国家防災庁、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、州

- 緊急輸送関係省庁及び地方公共団体は、陸・海・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。特に、機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。
- 非常本部等は、緊急輸送体制に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか、必要に応じ、又は被災地方公共団体等からの要請に基づき、緊急輸送関係機関に対し、緊急輸送活動の依頼を行うものとする。
- 公共事業省・運輸省は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、航空運送事業者、道路運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者に対して緊急輸送の協力要請を行うものとする。
- 海軍は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は非常本部等や被災地方公共団体からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 国家捜索・救助庁、警察、国軍は、必要に応じ、又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき、消防機関に対して緊急輸送の要請を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ、自ら緊急輸送活動を行うほか、輸送関係機関及び非常本部等に緊急輸送を要請するものとする。

5.4 燃料の確保

担当機関	エネルギー・鉱業資源省、石油会社
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察

- 緊急輸送を行う関係機関及びエネルギー・鉱業資源省は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図るものとする。

第6節 避難収容活動

- 被災者が安全に住める場所を見つけるまで、あるいは住居修理が終わるまでの間、当面の住居を確保することは被災者の精神的安心を得る事につながる。さらに、仮設住宅提供のような復旧対策を実施することで被災者の住生活回復への第一歩となす事が重要である。

6.1 避難誘導

担当機関	社会省、国軍（陸・海・空）、警察、国家捜索・救助庁、州、県・市
関連機関	国家防災庁、地域コミュニティ

- 災害発生後、地方公共団体は住民の生命保護をする事を優先して避難誘導を行うものとする。
- 避難誘導に際して、地方公共団体は避難所、避難路、災害危険箇所、被害概要及びその他関連事項等、円滑な避難実施に役立つ様々な情報を周知することに努める。
- 地方公共団体は住民の人命安全優先で避難誘導を行う。
- 地方公共団体は避難所、避難路、浸水地区、土砂災害危険箇所、被害概要、その他避難に有用な関連情報を周知広報することに努めるものとする。
- 地方公共団体は孤立地区が見つかった場合には必要に応じてヘリコプターやボートによる避難を検討、実施する。

6.2 避難場所開設と管理

担当機関	公共事業省、保険省、社会省、州、県・市
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、地域コミュニティ、住民

1) 避難場所の開設

- 地方公共団体は必要に応じて洪水や高潮、土砂災害等への安全性を検討して、避難場所を開設する。また、これらの情報は住民に周知するものとする。地方公共団体はその他関連施設の災害からの安全性を確認した上で、施設管理者の同意を得てあらかじめ指定しておいた場所以外の避難場所を開設するものとする。更に、地方公共団体は被災地外にある施設を含め、様々な避難場所の確保に努めるものとし、特に要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の介護用にホテルや利用可能な地元施設を借り上げるものとする。

2) 避難場所の管理

- 地方公共団体は各避難場所を適切に管理するものとし、避難者、住民及び自主防災組織等との連携を図りながら情報伝達、食料、水、清掃等の実施を行うものとする。これらに関しては、必要に応じて、地方公共団体は他の地方公共団体に協力要請するものとする。
- 地方公共団体は出来るだけ早急に避難場所における避難者の情報収集につとめるものとする。
- 地方公共団体は避難場所を快適に維持するために注意を払うことに努めるものとする。避難が長期にわたる場合には、地方公共団体は避難者のプライバシー保護や男女間のニーズの違い等に配慮する事に努めるものとする。
- 地方公共団体は被災者に対し、仮設住宅や利用可能な公共住宅、民間空き家等の提供で被災者の健康的な住生活の確保が出来次第、早期に避難場所を閉鎖する事に努める。

6.3 応急仮設住宅等

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、州、県・市
関連機関	国家防災庁、国軍（陸・海・空）、警察、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、地域コミュニティ、住民

1) 被災州政府による応急仮設住宅の提供

- 災害発生後に仮設住宅建設が必要場合には、州政府は国の関係省庁と（住宅省等）迅速に検討を行い避難者の健康的な住生活を確保するため仮設住宅を建設するものとする。なお、仮設住宅建設に際しては二次災害を避けるものとする。州政府は被災者の仮設住宅の円滑な入居を管理、推進するものとする。

2) 応急仮設住宅建設用の機材調達

- 被災州政府は、仮設住宅建設に必要な資機材調達について、資材を保有している関係省庁（例えば農業省、工業省、公共事業省等）に必要な応じて直接あるいは非常災害対策本部を通じて要請をおこなうものとする。
- 非常災害対策本部は必要な応じて、関係省庁、機関に資機材調達を要請するものとする。
- 要請を受けた省庁や機関はとるべき措置を決定し、非常災害対策本部と州政府に連絡するものとする。
- 決められた措置に基づき、関係省庁、機関は必要資機材を要請に応じて配布するものとする。

3) 広域避難受け入れ

- 避難状況や被災者受け入れに応じた、被災州外への広域被避難が必要と認識された場合には、被災州政府は非常災害対策本部を通じて、あるいは直接関係省庁、機関（例えば国軍、保健省、公共事業省、国家警察等）に広域避難への協力を要請するものとする。
- 要請があった場合、非常災害対策本部は総合的観点から広域避難計画を策定する。計画案は避難関係省庁、機関に提供するものとし、各関係機関は計画案に基づいた避難対策を実施するものとする。計画案は要請を行った州政府にも提供するものとする。
- 避難関係省庁、機関、緊急輸送関係省庁、機関及び、被災州は計画に基づいて適切に広域避難活動を実施するものとする。

6.4 要援護者介護

担当機関	保健省、社会省、県・市
関連機関	国防省、インドネシア赤十字、州、地域コミュニティ、住民

- 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要援護者への介護を行うために、避難誘導に際しては、避難所での生活条件、仮設住宅への受け入れ等、十分な配慮を行うものとする。特に、避難所での健康チェック、仮設住宅への優先入居、高齢者や障害者用仮設住宅建設等の配慮を行う。更に、要援護者への情報提供にも配慮するものとする。

第7節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

担当機関	公共事業省、保健省、社会省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	インドネシア赤十字、水道会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関

- 被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水及び毛布等生活必需品等を調達・確保し，ニーズに応じて供給・分配を行えるよう，関係機関は，以下の方針の通り活動する。

1) 非常災害対策本部等による調整等

- 非常本部等は，調達，供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達・供給活動の要請を行うものとする。

2) 地方公共団体による物資の調達，供給

- 被災地方公共団体は，備蓄物資，自ら調達した物資及び国，他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資の被災者に対する供給を行うものとする。
- 被災地方公共団体及び各省庁は，供給すべき物資が不足し，調達の必要がある場合には，物資関係省庁又は非常本部等に物資の調達を要請するものとする。

3) 物資関係省庁の活動

- 公共事業省は，関係事業者に対する給水の要請等を行い，供給を確保するものとする。
- 保健省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。
- 社会省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。

-
- 社会省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。
 - 通信情報省は，必要に応じ，又は非常本部等若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，通信機器について，関係業界団体の協力を得る等により，その供給の確保を図るものとする。
 - 物資の輸送について，非常本部等及び緊急輸送関係省庁は輸送手段の優先的な確保などの配慮を行うものとする。

第8節 保健衛生，健康管理，防疫，遺体の処理等に関する活動

- 避難場所を中心とした被災者の健康保持のため必要な活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。また、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には遺体の埋葬を遅滞なく進める。

8.1 保健衛生

担当機関	公共事業省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、水道会社

- 地方公共団体は、公共事業省と連携して、避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるものとする。

8.2 健康管理

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関

- 保健省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が身体的不調を来す可能性が高いため、常に良好な健康状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の身体的健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- 地方公共団体は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- 保健省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

- 保健省は、必要に応じ又は被災地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

8.3 精神・社会的側面

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	社会省、国家防災庁、国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関

- 保健省及び地方公共団体は、被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が精神状態に不調を来す可能性が高いため、常に良好な健康状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。
- 特に、高齢者、障害者等災害時要援護者の精神状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

8.4 防疫活動

担当機関	保健省、州、県・市
関連機関	国軍（陸・海・空）、インドネシア赤十字、医療機関、地域コミュニティ

- 非常本部等は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健省及び国軍に対し、防疫活動を依頼し、その総合調整を行うものとする。
- 地方公共団体は、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。
- 保健省は、必要に応じ防疫薬品の提供及び防疫要員の派遣等につき、他の地方公共団体に対し支援の要請を行う等により、被災地方公共団体の防疫活動を支援するものとする。
- 国軍は、必要に応じ、又は要請に基づいて防疫活動を行うものとする。

8.5 遺体の処理等

担当機関	警察、州、県・市
関連機関	宗教省、地域コミュニティ

- 地方公共団体は警察と共に、死因の確認を行うと共に、遺体の処理については宗教省等の支援を得て、火葬場、柩等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、柩の調達、遺体の搬送の手配等を実施するものとする。また、必要に応じ、近隣地方公共団体の協力を得て、広域的な火葬や埋葬の実施に努めるものとする。なお、遺体については、その衛生状態に配慮するものとする。

第9節 社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

- 被災地域においては社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるので，社会秩序の維持が重要な課題となる。また，被災者の生活再建へ向けて，物価の安定，必要物資の適切な供給を図る必要があり，これらについて，関係機関は適切な措置を講じる。

9.1 社会秩序の維持

担当機関	警察、州、県・市
関連機関	国軍（陸・海・空）、地域コミュニティ

- 被災地及びその周辺（海上を含む）においては，警察が独自に，又は自主防犯組織等と連携し，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな安全確保に努めるものとする。
- 被災地付近の海上においては，海軍が，巡視船艇を配備し，速やかな安全の確保に努めるものとする。

9.2 物価の安定，物資の安定供給

担当機関	貿易省
関連機関	運輸省、州、県・市

- 国（貿易省）及び地方公共団体は，生活必需品等の物価が高騰しないよう，また，買い占め・売り惜しみが生じないよう，監視するとともに，必要に応じ指導等を行うものとする。

第10節 施設、設備等の応急復旧活動

担当機関	公共事業省、運輸省、エネルギー・鉱業資源省、通信・情報省、国家防災庁、電力会社、通信会社、州、県・市
関連機関	国営企業省、国民住宅省、水道会社、ガス会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、

- 迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等、及び二次災害・再度災害を防止するための国土保全施設等に加え、被災者の生活確保のため、ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

1) 施設、設備の応急復旧活動

- 国及び地方公共団体等は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

2) ライフライン施設に関する非常災害対策本部等の関与

- 非常本部等は、災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、特に必要と認められる場合には、関係省庁〔公共事業省、エネルギー・鉱業省、通信情報省、交通省〕を経由して、ライフライン事業者に対して応急対策活動を依頼するものとする。

3) 住宅の応急復旧活動

- 地方公共団体は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

第11節 被災者等への的確な情報伝達活動

担当機関	通信・情報省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	通信会社、放送会社、新聞社

- 流言，飛語等による社会的混乱を防止し，民心の安定を図るとともに，被災地の住民等の適切な判断と行動を助け，住民等の安全を確保するためには，正確な情報の速やかな公表と伝達，広報活動が重要である。また，住民等から，問い合わせ，要望，意見などが数多く寄せられるため，適切な対応を行える体制を整備する。

1) 被災者等への情報伝達活動

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，被災者のニーズを十分把握し，気象，被害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの生活関連情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うこと。
- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。
- 国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。
- 情報伝達に当たっては，掲示板，広報誌，広報車等によるほか，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。また，国は放送事業者と協力して，緊急放送時にテレビ，ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。
- なお，国及び地方公共団体は，必要に応じ，公共機関，その他関係機関との連携を図りつつ，広域のあらゆる情報やニーズを収集・管理し，関係機関や住民に情報を発信する地元密着型の地域情報ステーションを，被災地近傍に設置するものとする。

2) 国民への的確な情報の伝達

- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，国民全体に対し気象，被害の状況，安否情報，交通施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。
- 非常本部等，指定行政機関，公共機関及び地方公共団体は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。
- 情報伝達に当たっては，放送事業者，通信社，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに答えるため，インターネットポータル会社等の協力を求めて，的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

3) 住民等からの問い合わせに対する対応

- 非常本部等，指定行政機関，地方公共団体等は，必要に応じ，発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等体制の整備を図る。また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

第12節 災害の拡大防止と二次災害防止活動

- 風水害では多くの場合、時系列で拡大するものであり、被害を食い止めるための応急活動が被害を減らす事につながる。応急対策は堤防被害や風倒木等の流出により起きる二次災害に対処する上で必要である。

担当機関	公共事業省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	気象庁

1) 浸水被害拡大、再度被害の防止

- 国及び地方公共団体は必要に応じて浸水時の被害減少のため排水対策を実施するものとする。
- 国及び地方公共団体は被災した堤防や施設に対し洪水被害拡大防止のため応急復旧工事を行うものとする。

2) 土砂災害防止と被害の拡大防止

- 国及び地方公共団体は降雨によって引き起こされる土砂災害を防止し減少させるために、専門家を動員して土砂災害危険度の高い地区の安全性調査を実施するものとする。調査の結果土砂災害危険度が高いと判定された地区は関係機関、住民等に周知広報し、警報体制や避難対策等の適切な緊急対策を計画、実施するものとする。
- 国及び地方公共団体は、土砂災害発生後直ちに被害状況や被害拡大危険度等を把握するために現地調査を実施するものとする。必要に応じて不安定土砂の除去、緊急防護壁の建設等、応急復旧工事を実施するものとする。

3) 風倒木対策

- 国及び地方公共団体は二次災害防止のため強風によって倒れた樹木の撤去等応急対策を実施するものとする。

第13節 ボランティア、及び国内・海外からの支援受け入れ

- 国及び地方公共団体は災害報道と同時に増える事が予想される、多くの国内、海外からの援助申し入れに対し適切に対応するものとする。

13.1 ボランティアの受け入れ

担当機関	国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、保健省、国防省、社会省、インドネシア赤十字

- 国、地方公共団体及び関係機関は連携して被災地のニーズ把握を行い、ボランティアの登録、調整を含めた受け入れ体制を整備する事に努める。受け入れに際しては、ボランティアの効果的活動に配慮を行うものとする。例えば、高齢者の介護や外国人対応等ボランティアの持つ能力に見合った活動に配慮する。また、ボランティアの活動拠点を確保し円滑な活動実施を支援する事に努めるものとする。

13.2 国民等からの義援金受け入れ

担当機関	国務省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	財務省、保健省、社会省、インドネシア赤十字

1) 援助物資受け入れ

- 被災地方公共団体は関係機関と連携して、国民や企業からの提供物資を必要性の有無を決定、リスト化し、その内容及び送付先について非常災害対策本部や報道機関を通じて公表するものとする。被災地のニーズ状況に基づいて、援助物資のリストを更新するものとする。国及び被災地外の地方公共団体は援助物資受付窓口を設置し必要に応じて被災地のニーズ情報を広報するものとする。国民や援助物資を提供している企業は被災地に必要な援助物資を送ることに努め、また、送るに際しては荷物の仕分けや配布がし易くなるよう、包装面上に中身を表示して送ることに努めるものとする。

2) 義援金の受け入れ

- 地方公共団体は義援金受け入れ機関と配布機関を設置し、義援金の支出に関しては関係機関と十分な検討を行って決定するものとする。

13.3 海外からの支援受け入れ

担当機関	外務省、国家防災庁
関連機関	財務省、インドネシア赤十字、州、県・市

- 外交ルートで外国から支援申し入れがある場合には、外務省はその種類、規模、到着日時と場所等の詳細を非常災害対策本部に連絡するものとする。
- 非常災害対策本部は支援受け入れ可能性を検討する。
- 非常災害対策本部が支援受け入れを決定した場合には、海外支援受け入れ計画をあらかじめ作成してある対応方針に基づいて作成し、計画内容を援助国や関係機関、及び被災地方公共団体に公表するものとする。計画に基づいて、関係機関は海外援助受け入れを開始する。支援受け入れが必要ない場合にもその情報を迅速に関係国に連絡するものとする。

第3章：災害復旧・復興

- 被災地の復旧・復興は、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。これは、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図る事により成し遂げることとする。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

第1節 地域の復旧・復興の基本方向の決定

担当機関	国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、財務省

- 地方公共団体は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成するものとする。
- 被災地の復旧・復興は、地方公共団体が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、国はそれを支援するものとする。
- 国は、被災地方公共団体等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することにかんがみ、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等により支援するものとする。
- 被災地方公共団体は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員のパシ遣、その他の協力を求めるものとする。

第2節 迅速な原状復旧の進め方

2.1 被災施設の復旧等

担当機関	公共事業省、運輸省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	宗教省、国務省、財務省、国家教育省、保健省、海洋・水産省、貿易省、社会省、環境省、国民住宅省、女性強化省、国軍（陸・海・空）、電力会社、水道会社、ガス会社、石油会社、通信会社、放送会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、高速道路会社、医療機関、州

- 国，公共機関及び地方公共団体は，あらかじめ定めた物資・資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い，又は支援するものとする。
- 国は，ライフライン施設等の復旧のため，可能な範囲で復旧事業の執行に係る作業許可手続きの簡素化を図るものとする。
- 国，公共機関及び地方公共団体は，被災施設の復旧に当たっては，原状復旧を基本にしつつも，再度災害防止等の観点から，可能な限り改良復旧等を行うものとする。
- 国及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。
- ライフライン，交通輸送等の関係機関は，復旧に当たり，可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。

2.2 がれきの処理

担当機関	公共事業省、運輸省、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、環境省、国軍（陸・海・空）、地域コミュニティ、住民、ボランティア

-
- 地方公共団体は、がれきの処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集・運搬及び処分を図ることにより、がれきの円滑かつ適正な処理を行うものとする。
 - 環境省は、迅速ながれき処理について必要な支援を行う。
 - がれき処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努めるものとする。
 - がれき処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

第3節 計画的復興の進め方

3.1 復興計画の作成

担当機関	国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、公共事業省、運輸省、教育省、保健省、協同組合・中小企業省、環境省、研究・技術省、国民住宅省、女性強化省、工業省、貿易省、社会省、地域コミュニティ

- 復興計画は、大規模災害により地域が経済的、社会的、そして物理的に壊滅した地域に必要となる。このような地域の再建には、高度かつ複雑な大規模事業（例えば、都市構造の改変、産業基盤の改変など）を要し、多数の機関が関係する。したがって、復興計画を作成し、関係機関と諸事業を調整しつつ復興を進めるものとする。
- 地方公共団体は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（すなわち、地方公共団体間・国との連携や広域調整）を行うものとする。必要に応じて、国は復興組織体制の整備を図り、被災地方公共団体を支援する。

3.2 防災まちづくり

担当機関	公共事業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	国務省、運輸省、教育省、林業省、保健省、環境省、国民住宅省、電力会社、水道会社、通信会社、医療機関、住民

- 地方公共団体は、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを通じて、再度災害防止とより快適な都市環境を目指すものとする。その際、計画は、現在の住民のみならず将来の住民のことも考慮した、さらなる地域の発展を目指す。さらに、住民を、この計画プロセスの中を含むこととする。
- 地方公共団体は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合において、被災市街地に対する特別な措置を図り、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。具体的

には、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

- 地方公共団体は、防災まちづくりにおいて、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とする。この際、都市公園・河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用・臨時交通ノードとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものである。これらの点は、住民と十分に意図を共有し、理解と協力を得るように努めるものとする。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進めるものとする。
- 地方公共団体は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努めるものとする。
- 国、公共機関及び地方公共団体は、被災施設等の復旧事業やがれきの処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。さらに、復興計画を考慮して、必要な場合には戦略的な実施を行うものとする。
- 地方公共団体は、住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行うものとする。
- 保健省は、被災地域の復旧・復興工事における労働災害等を防止するため、新規就労者に対する安全衛生教育の実施や工事現場の巡回指導等を通じて健康障害防止対策を図る。また、労働災害防止活動に関する相談窓口等を設置し、労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

第4節 被災者等の生活再建等の支援

担当機関	保健省、社会省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	宗教省、文化・観光省、国務省、外務省、法務・人権省、公共事業省、運輸省、労働・移住省、財務省、国家教育省、エネルギー・鉱業資源省、林業省、通信・情報省、農業省、海洋・水産省、工業省、貿易省、協同組合・中小企業省、国民住宅省、女性強化省、インドネシア赤十字、電力会社、水道会社、通信会社、放送会社、空港および航空会社、港湾および海上輸送会社、鉄道会社、陸上輸送会社、医療機関、学術研究機関、企業管理者、地域コミュニティ、住民、ボランティア

- 社会省及び地方公共団体は、災害弔慰金の支給に関する規定等に基づいて、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付を行う。また、国家防災庁及び地方公共団体は、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。地方公共団体は、これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付するものとする。
- 国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
- 労働・移住省は、被災地における雇用維持を図るための必要な措置を講ずるとともに、被災者に対するきめ細かな職業紹介を行うなどの雇用対策を講ずるものとする。
- 住宅金融関係の機関等は、被災者の自力による住宅の再建・取得を支援するために、災害復興住宅融資の貸付及び既存貸付者に対する救済措置を行うものとする。
- 公共事業省及び地方公共団体は、必要に応じ、被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行うものとする。また、復興過程における被災者の居住の安全を図るため、公営住宅等の空家を活用する。
- 公共事業省及び地方公共団体は、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨するものとする。

- 地方公共団体は、復興過程にある被災者に対し、仮設住宅等の提供を行い、その間の生活の維持を支援するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を通じたコンサルティングサービスを提供するものとする。また、被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても、情報の入手が不利にならない他、不安を取り除くような広報・連絡体制を構築するものとする。
- 地方公共団体は、被災者の経済的救済・生活復興の支援、及び被災地域の総合的な復旧・復興対策等を弾力的に推進するために、必要に応じて、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

第5節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援

担当機関	貿易省、協同組合・中小企業省、国家開発企画庁、国家防災庁、州、県・市
関連機関	文化・観光省、国務省、外務省、運輸省、財務省、国家教育省、通信・情報省、農業省、工業省、社会省、国営企業省、女性強化省、インドネシア銀行、学術研究機関、企業管理者

- 中小企業を支援する政府系金融機関は、被災中小企業の自立を支援するため、災害復旧貸付等により、運転資金・設備復旧資金のための低利融資等を行うものとする。
- 中小企業・共同組合機構及び地方公共団体は、必要に応じ、貸付等を準備し、中小企業が設備復旧資金・運転資金を準備出来るようにするものとする。
- 国及び地方公共団体は、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるような経済復興対策を講ずるものとする。この際、戦略は、地場産業や地域商店街の復興や、内外経済の潮流を配慮した上で策定することとする。
- 農林漁業関係の金融機関は、被災農林漁業者に対し施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金等を低利で融通するものとする。
- 国及び地方公共団体は、被災中小企業等に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置するものとする。